

---

---

**鳥取市地域福祉推進計画**  
**(鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画)**

---

---

— 素案 —

平成30年12月7日

鳥取市・鳥取市社会福祉協議会

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	<b>1</b>
【1】計画策定の趣旨	1
【2】地域福祉とは	2
【3】地域福祉に関する国や制度の動き	3
1 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要	3
2 市町村における包括的な支援体制の整備	4
3 地域共生社会の実現	6
4 高齢者福祉・介護保険制度の動き	7
5 障がい者制度の動き	8
6 子育て支援制度の動き	9
7 生活困窮者自立支援制度の動き	10
8 自死対策の動き	11
<b>第2章 計画の概要</b>	<b>12</b>
1 計画の性格	12
2 根拠法について	12
3 地域福祉計画	13
4 地域福祉活動計画	14
5 一体的な策定	14
6 地域福祉における圏域のとらえ方	15
7 計画の位置付け	16
8 計画の期間	17
9 計画の策定方法	18
<b>第3章 本市を取り巻く現状</b>	<b>19</b>
1 人口・世帯の状況	19
2 高齢者の状況	23
3 障がい者の状況	24
4 子どもの状況	25
5 地域の状況	26
6 社会福祉協議会の活動状況	28
7 福祉的課題を抱えている人の現状	28
8 犯罪の状況	32
9 自死者数の推移	33
<b>第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題</b>	<b>34</b>
<b>第5章 計画の基本的な考え方</b>	<b>39</b>
【1】基本理念	39
【2】基本原則	39
【3】基本目標	40

【4】計画の体系	41
【5】重点的な取組	42
<b>第6章 計画（施策）の展開</b>	<b>43</b>
基本目標Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進	44
基本目標Ⅱ 相談支援と権利擁護体制の強化	55
基本目標Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり	61
<b>第7章 計画の推進</b>	<b>71</b>
【1】計画の推進体制	71
1 組織内推進体制	71
2 社会福祉協議会との連携強化	71
3 参画と協働による推進	71
【2】計画の進行管理	72

第5回作成委員会資料 (30.12.07)

## 第1章 計画の策定に当たって

### 【1】計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を基本理念として地域福祉を推進してきました。特に、地域におけるネットワークの在り方に重点を置き、市民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。複合的な福祉問題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要です。

本市では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「鳥取市地域福祉推進計画（鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画）（以下「本計画」という。）」を策定します。

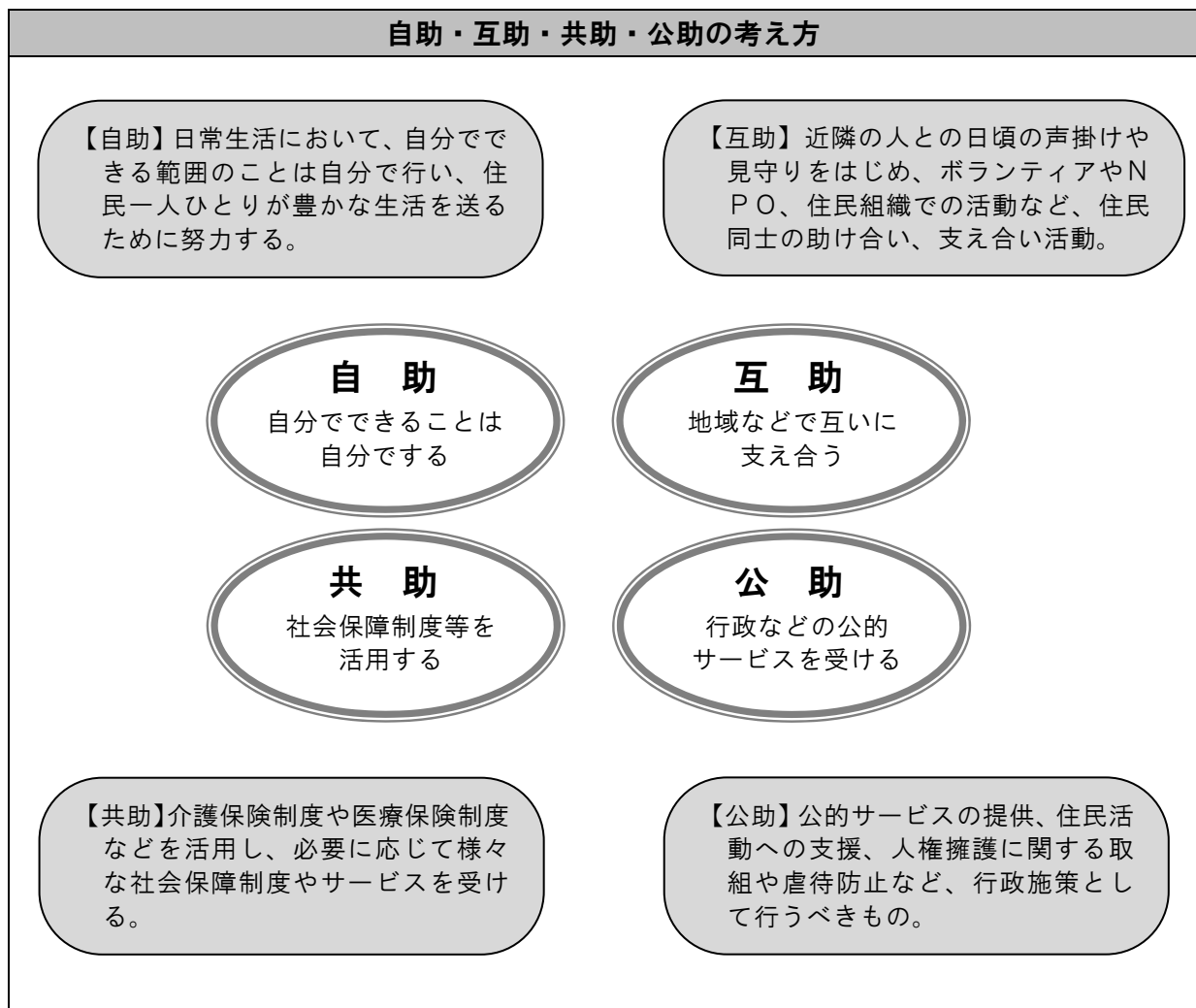
「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、鳥取市社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

本市と鳥取市社会福祉協議会では、両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。

## 【2】地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



### 【3】地域福祉に関する国や制度の動き

#### 1 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

##### 包括的な支援体制の整備

第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

社会福祉法（抜粋）

第106条の3第2項に基づく指針については、次の三つの地域づくりの方向性が示されています。

##### 地域づくりの三つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

このほか、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。また、平成28年4月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

## 2 市町村における包括的な支援体制の整備

市町村において、改正社会福祉法第106条の3に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題及び体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯の複合課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）</li> <li>・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）</li> <li>・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯</li> <li>・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯</li> </ul> </li> <li>●制度の狭間にある課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の対象外、基準外、一時的なケース</li> </ul> </li> <li>●自ら相談に行く力がない                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難</li> <li>・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）</li> </ul> </li> <li>●地域の福祉力の脆弱化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化</li> </ul> </li> <li>●新たな地域課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要</li> </ul> </li> </ul>
体制整備の考え方
<p style="text-align: center;"><b>共生型サービス</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>高齢者</b> 地域包括ケアシステムの構築 地域包括支援センター (高齢者を対象にした相談機関)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>障がい者</b> 地域移行・地域生活支援 基幹相談支援センター等 (障がい者を対象にした相談機関)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>生活困窮者支援</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>子ども・子育て家庭</b> 地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター (子ども・子育て家庭を 対象にした相談機関)</p> </div> </div>



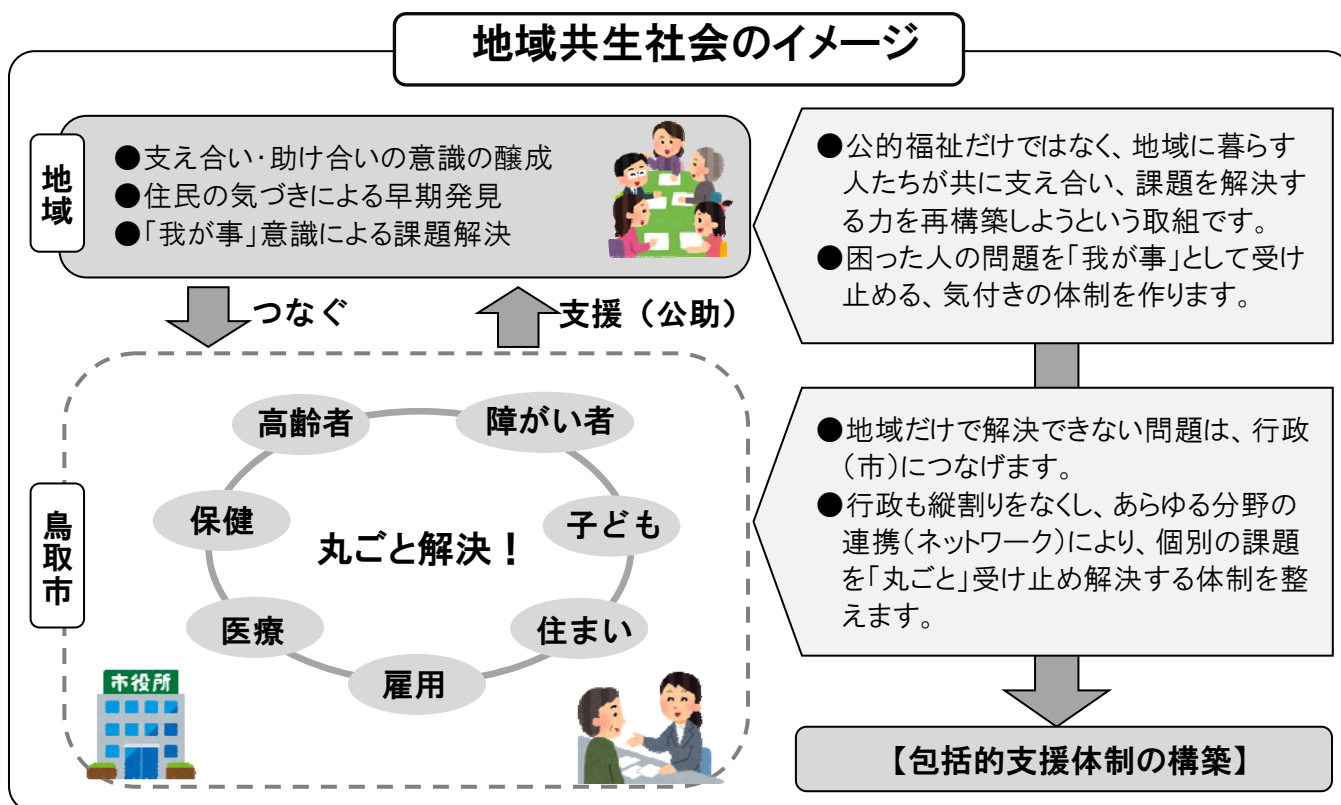
【各制度の変遷】

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998			新エンゼルプラン		社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21				社会福祉事業法等改正
2001			待機児童ゼロ作戦		・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化等		自立支援プログラム導入	
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		↓ 報告書
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等			生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規程	
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

資料：厚生労働省

### 3 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことを目指して、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』としてあらゆる分野の活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。



#### 4 高齢者福祉・介護保険制度の動き

我が国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに構築することを目指しています。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、具体化させていくための重要な時期とされています。

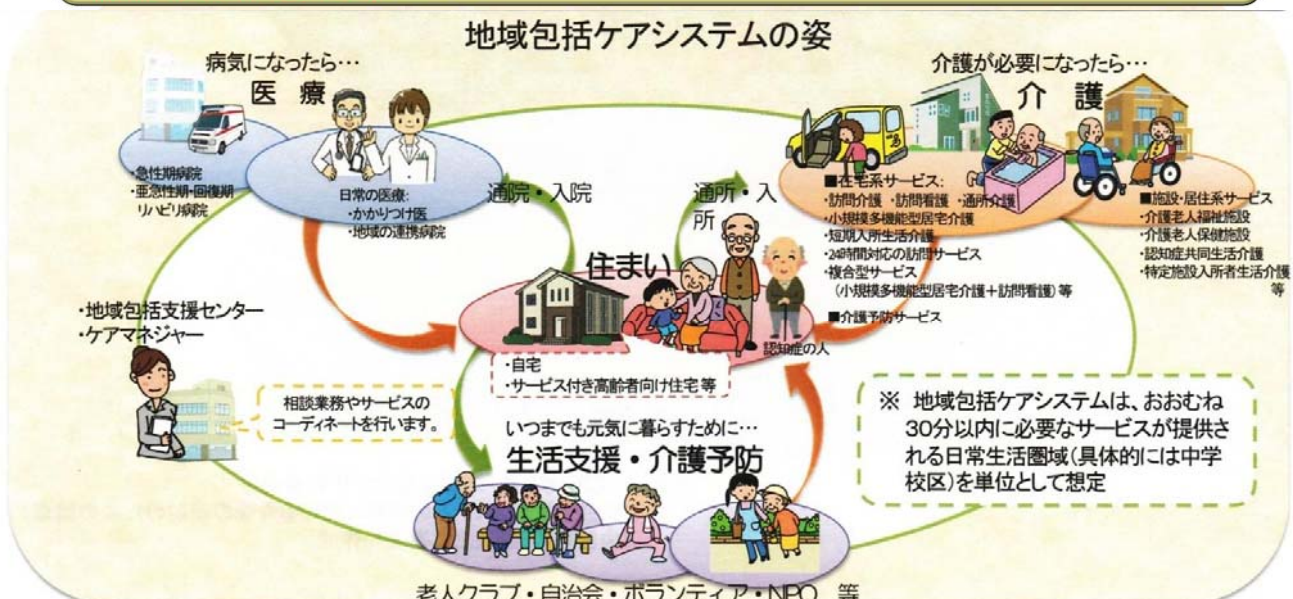
本市の第7期計画においては、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標として定めています。

全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いて策定しています。

【資料／地域包括ケアシステムの構築について】

#### 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



資料:厚生労働省

## 5 障がい者制度の動き

平成28年5月に成立した「障害者総合支援法」の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成28年4月一部施行）や、平成25年6月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

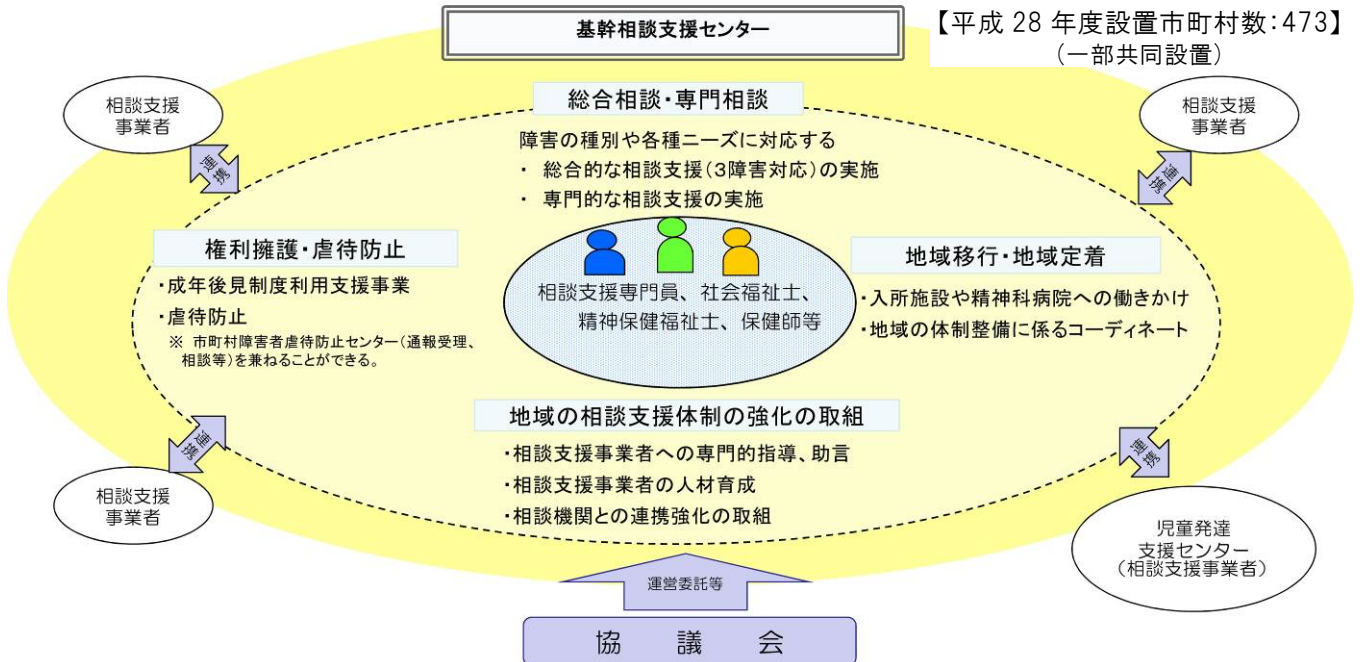
本市においては「鳥取市障がい者計画」及び「第5期鳥取市障がい福祉計画・第1期鳥取市障がい児福祉計画」に基づいて、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

【資料／基幹相談支援センターの役割のイメージ】

### 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の实情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



資料:厚生労働省



## 6 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

本市においては、平成27年3月に策定した「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、子育てサークルへの支援、教育・保育の提供体制の確保等の様々な施策を推進しています。

### 【資料／子育て世代包括支援センターの全国展開】

#### 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。  
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



資料:厚生労働省

## 7 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

本市では、中央人権福祉センターに設置しているパーソナルサポートセンターにおいて、経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相談に対応しています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】

### 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

#### 連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用
- ・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化等

住宅施策  
(居住支援協議会)

- ・住居に関する課題への連携した対応

子ども・若者育成支援施策  
(子ども・若者支援地域協議会等)

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

多重債務者対策  
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

労働行政  
(ハローワーク、労働基準監督署)

生活保護  
(福祉事務所)

ひとり親家庭等  
福祉対策、  
児童福祉施策  
(福祉事務所、  
児童養護施設等)

障害保健福祉施策  
(障害者就業・生活支援センター等)

介護保険  
(地域包括支援センター等)

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携等

国民年金保険料  
免除制度

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知等

教育施策  
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援等

農林水産分野

- ・農林水産分野における就労の場の確保

矯正施設  
(保護観察所等)

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

生活困窮者  
自立支援制度  
(自立相談支援機関)

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については自治体においても引き続きご検討いただきたい。

資料：厚生労働省

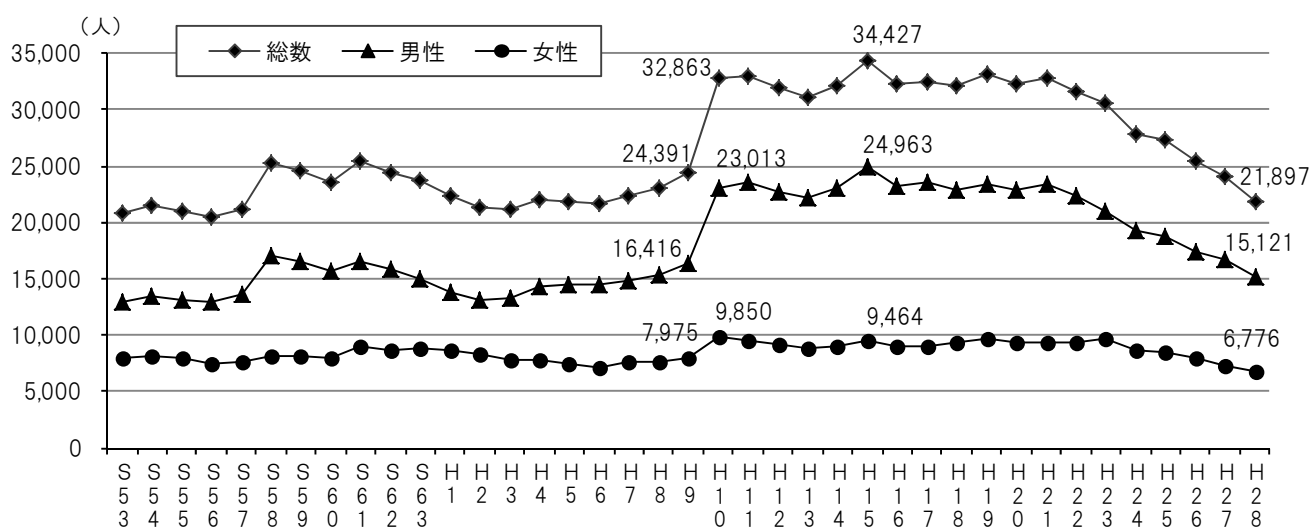
## 8 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年では2.2万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市では、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」（仮称）を策定し、市民の「生きる支援」に積極的に取り組んでいます。

【自死者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省自殺対策推進室  
 ※凡例：H28は平成28年を示す。

# 第2章 計画の概要

## 1 計画の性格

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

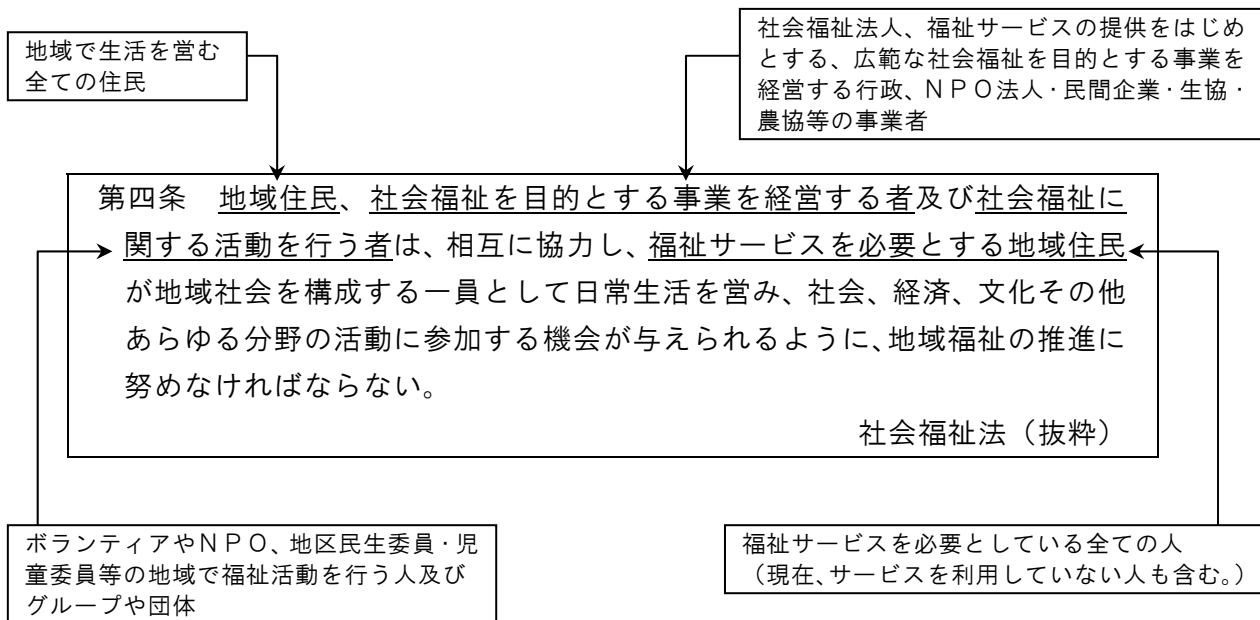
本市では「第10次鳥取市総合計画」に即し、社会福祉法に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定し、他の福祉関連計画との関係について、整合性、関連性を保ち、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画となるものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることになります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

## 2 根拠法について

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。





### 3 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

#### 4 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

#### 5 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

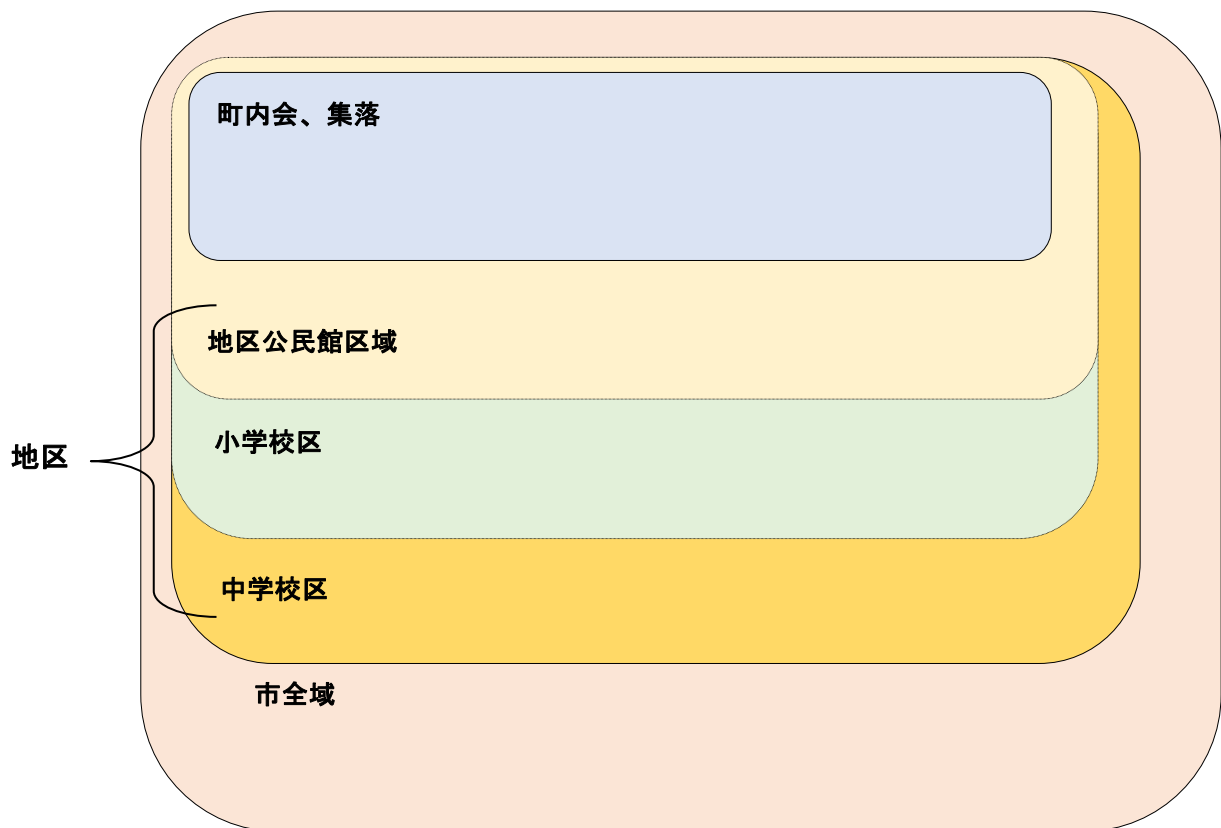
本市及び鳥取市社会福祉協議会では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

## 6 地域福祉における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、市民生活に最も身近な範囲と言える「町内会（自治会）」、またこれらが集まった「地区（おおむね地区公民館区域・小学校区から中学校区程度までの範囲）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【圏域のとらえ方のイメージ】



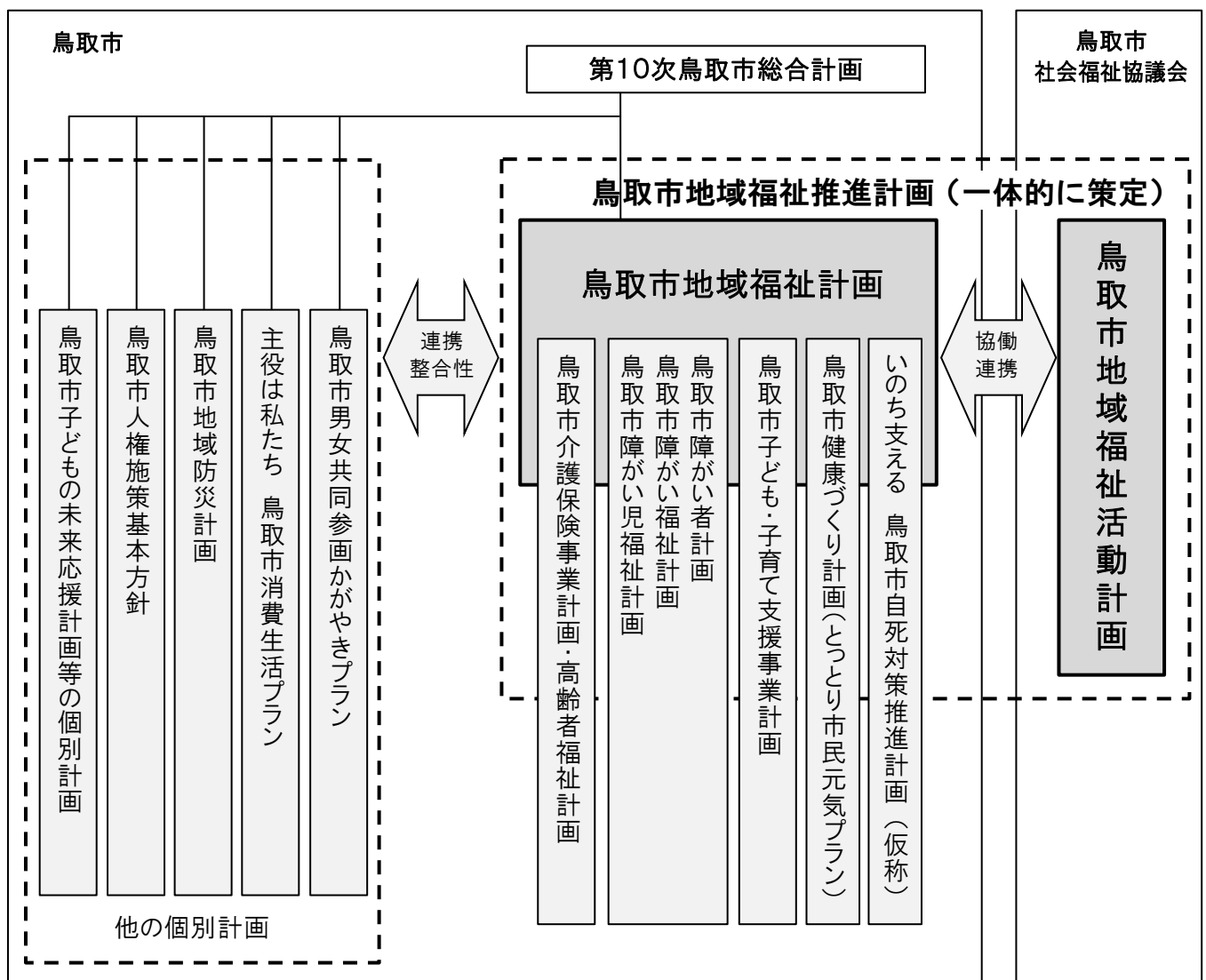
## 7 計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本市の「第10次鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合性に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性】



## 8 計画の期間

旧地域福祉計画は、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画としていました。今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

### 【関係計画の計画期間】

計画名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
鳥取市総合計画	第10次基本構想(平成28～37年度)											
	第10次基本計画(平成28～32年度)						第11次基本計画(平成33～37年度)					
	第10次基本計画(平成28～32年度)						第11次基本計画(平成33～37年度)					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画 (平成31～36年度)											
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第6期計画 (平成27～29年度)			第7期計画 (平成30～32年度)			第8期計画 (平成33～35年度)			第9期計画 (平成36～38年度)		
鳥取市障がい者計画 鳥取市障がい福祉計画 鳥取市障がい児福祉計画	基本計画(平成27～35年度)											
	第4期計画 (平成27～29年度)			第5期計画 (平成30～32年度)			第6期計画 (平成33～35年度)			第7期計画 (平成36～38年度)		
				第1期計画 (平成30～32年度)			第2期計画 (平成33～35年度)			第3期計画 (平成36～38年度)		
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	第1期支援計画(平成27～31年度)					第2期支援計画(平成32～36年度)						
鳥取市健康づくり計画 (とっとり市民元気プラン)	第3期計画(平成28～32年度)					第4期計画(平成33～37年度)						

## 9 計画の策定方法

### (1) 鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会等における審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査を通じて市民の意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会」に諮問し、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、関係各課担当者で内容についての協議を行いました。また、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

### (2) アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や現状等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	2017（平成29）年12月
有効回収数	1,219件
有効回収率	48.8%

### (3) グループインタビュー調査の実施

地域福祉関係団体等における地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等を把握し、施策の実施に向けた考え方を得ることを目的として、グループインタビュー調査（座談会形式の小集団面接調査）を実施しました。

グループインタビュー調査とは	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1グループ6名程度の対象者を呼集し、司会者（モデレーター）の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法です。アンケート調査のように大量のサンプルを集計するものではなく、あくまで政策上のヒントやキーワードなど意識的側面を深掘りする調査です。</li> </ul>

調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 （地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体など、幅広い分野から呼集）
調査人	3グループ合計18名 （Aグループ6名、Bグループ7名、Cグループ5名）
調査期日	平成30年7月3日（火）
調査の実施場所	駅南庁舎地下第1会議室

## 第3章 本市を取り巻く現状

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 総人口及び地域別人口

本市の人口は、平成30年6月末日現在188,687人であり、平成25年から約5,300人の減少となっており、近年、緩やかに人口の減少が進行しています。

また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成25年の2.50人から平成30年で2.36人となっており、本市でも小家族化傾向がうかがえます。

地域別でみると、人口は鳥取地域が最も多く約146,700人、世帯数は約63,700世帯となっています。世帯人員は、鳥取地域が2.30人と最も少なく、南部地域では2.68人と多くなっています。

人口を平成25年から平成30年までの推移でみると、南部地域及び西部地域で減少が目立っています。一方、世帯数は、鳥取地域及び東部地域で増加しています。

#### 【人口・世帯数の推移】

	平成25年			平成30年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
鳥取市全体	194,012	77,670	2.50	188,687	79,875	2.36	-2.7	2.8
鳥取地域	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
旧鳥取市	148,714	61,752	2.41	146,684	63,732	2.30	-1.4	3.2
東部地域	11,793	4,215	2.80	11,370	4,373	2.60	-3.6	3.7
旧国府町	8,663	3,194	2.71	8,412	3,336	2.52	-2.9	4.4
旧福部村	3,130	1,021	3.07	2,958	1,037	2.85	-5.5	1.6
南部地域	13,524	4,555	2.97	12,319	4,597	2.68	-8.9	0.9
旧河原町	7,519	2,459	3.06	6,920	2,506	2.76	-8.0	1.9
旧用瀬町	3,745	1,292	2.90	3,479	1,308	2.66	-7.1	1.2
旧佐治村	2,260	804	2.81	1,920	783	2.45	-15.0	-2.6
西部地域	19,981	7,148	2.80	18,314	7,173	2.55	-8.3	0.3
旧気高町	9,105	3,237	2.81	8,649	3,327	2.60	-5.0	2.8
旧鹿野町	4,070	1,439	2.83	3,669	1,430	2.57	-9.9	-0.6
旧青谷町	6,806	2,472	2.75	5,996	2,416	2.48	-11.9	-2.3

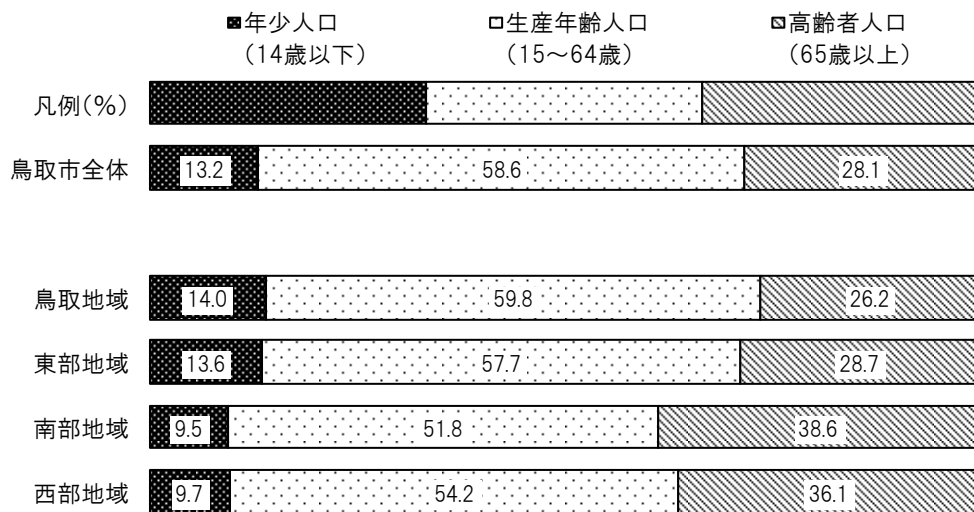
注：増減率は、平成25年を基準とした場合の平成30年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年6月末日現在)(外国人を含む。)

## (2) 年齢別人口

本市の年齢別人口構成をみると、平成30年では年少人口(14歳以下)の割合が13.2%、生産年齢人口(15~64歳)が58.6%、高齢者人口(65歳以上)が28.1%となっています。また、南部地域及び西部地域では、他の地域に比べて年少人口が少なく高齢者人口が多い、少子高齢化の進行がうかがえます。

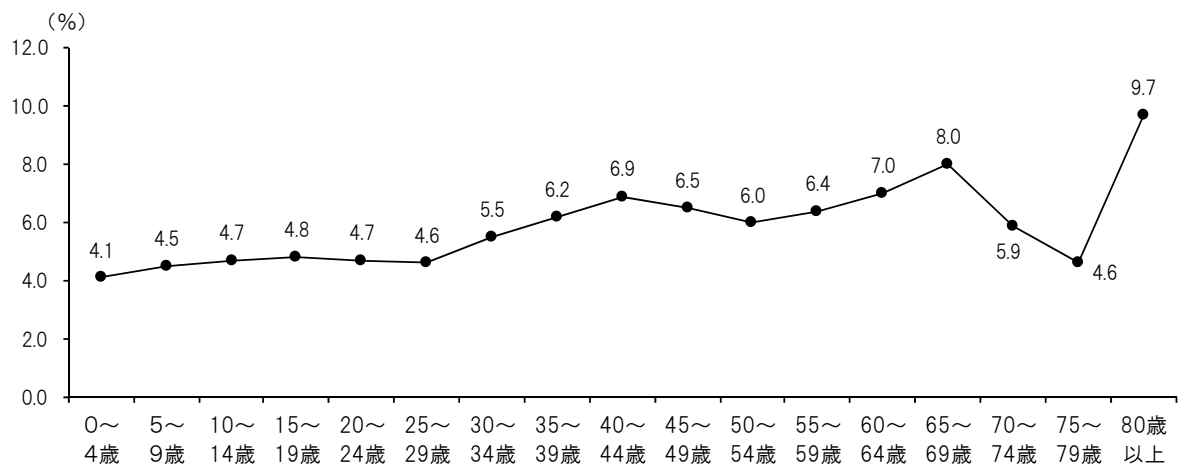
【年齢3区分別人口構成比】



資料:住民基本台帳(平成30年6月末現在)(外国人を含む。)

年齢を5歳階級別で見ると、60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が多くなっており、次いで40歳代前半のいわゆる「団塊ジュニア世代」が多くなっています。また、80歳以上は9.7%と最も多くなっています。

【年齢5歳階級別人口(鳥取市全体)】



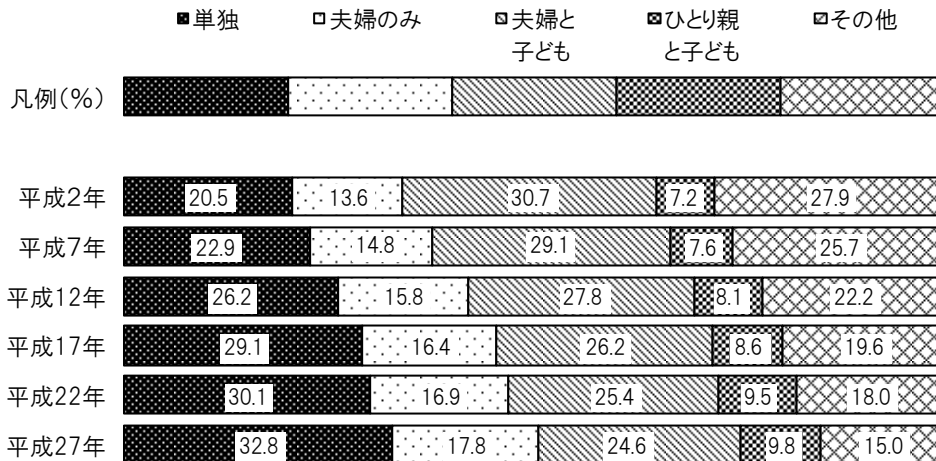
資料:住民基本台帳(平成30年6月末現在)(外国人を含む。)



### (3) 世帯類型別構成比

世帯構成について、平成2年から平成27年までの推移で見ると、「単独」や「夫婦のみ」は増加傾向にあります。一方、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」は緩やかに増加しています。

【世帯類型別構成比】

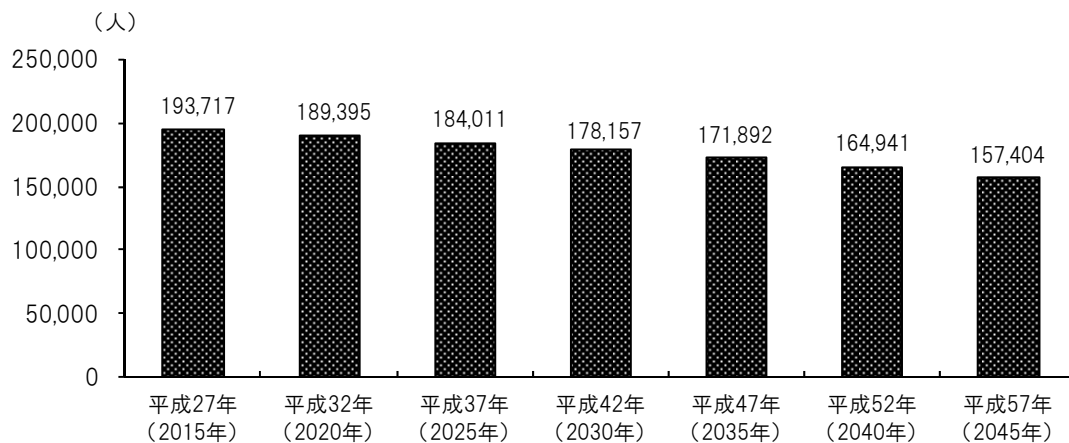


資料: 子ども家庭課

### (4) 総人口の将来推計

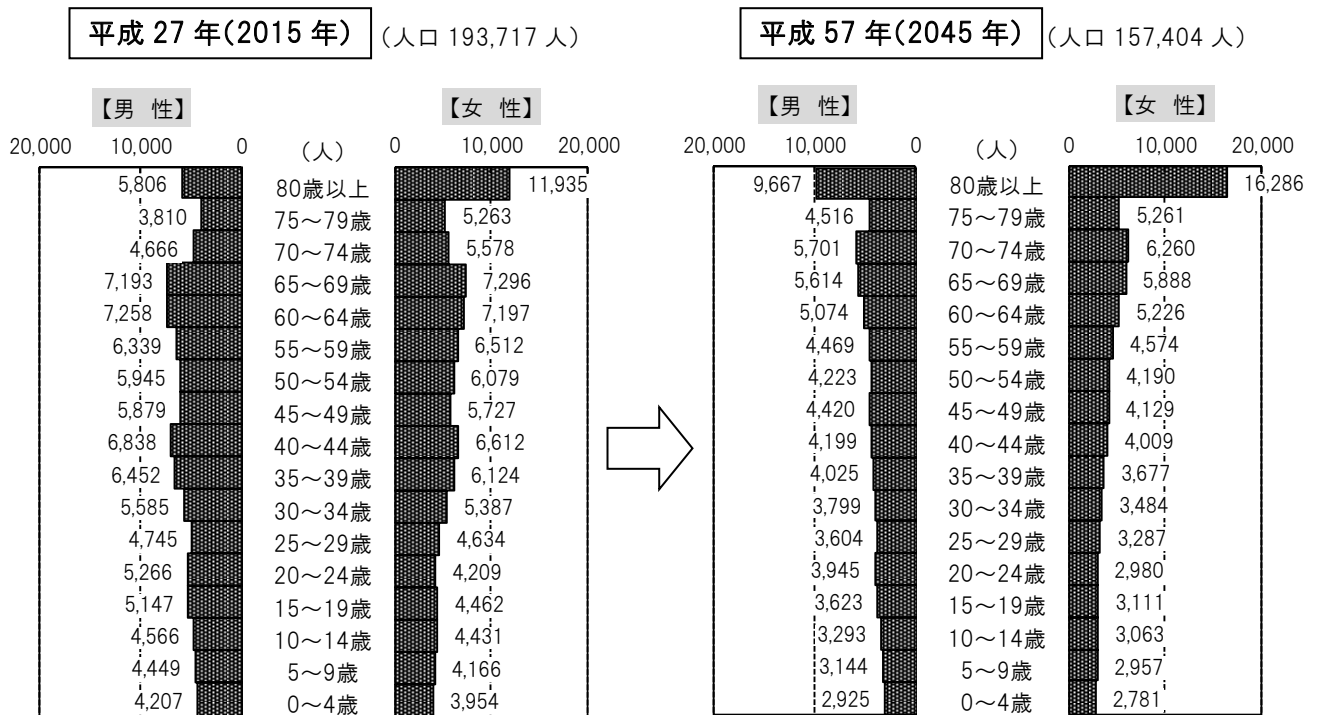
本市の人口動向については、減少で推移すると予測されており、団塊世代が75歳以上に移行する平成37年(2025年)では、平成27年(2015年)に比べ約9,706人減少すると予測されています。

【鳥取市の将来推計人口】



資料: 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成30年推計)

平成27年(2015年)と30年後の平成57年(2045年)における、本市の性・年齢別人口構成(人口ピラミッド)の変遷をみると、平成57年(2045年)では、団塊の世代が90歳以上となることから、男女共に全ての世代の中で80歳以上が最も多くなっています。また、2015年に人口のボリュームゾーンであった40歳代の団塊ジュニア世代は、平成57年(2045年)には70歳代となり、もう一つのボリュームゾーンになると推計されます。



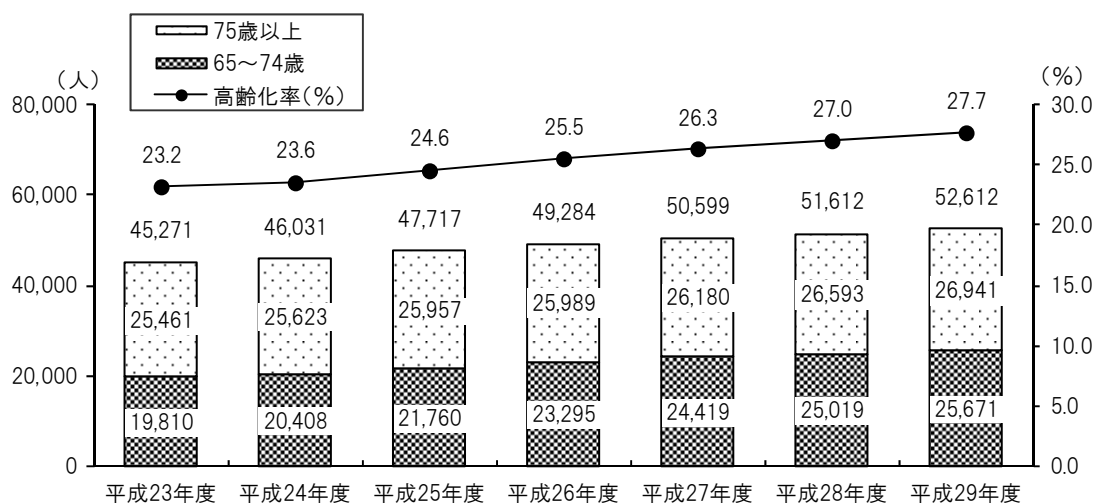
資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成30年推計)

## 2 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口をみると、平成29年度は52,612人、高齢化率は27.7%で、近年は緩やかな増加で推移しています。そのうち、75歳以上（後期高齢者）の割合は、65～74歳（前期高齢者）をやや上回っていますが、おおむね二分されています。また、団塊世代が75歳以上に移行する平成37年(2025年)度では、平成29年度に比べ約4,000人増加すると予測されています。

【高齢者人口の推移】



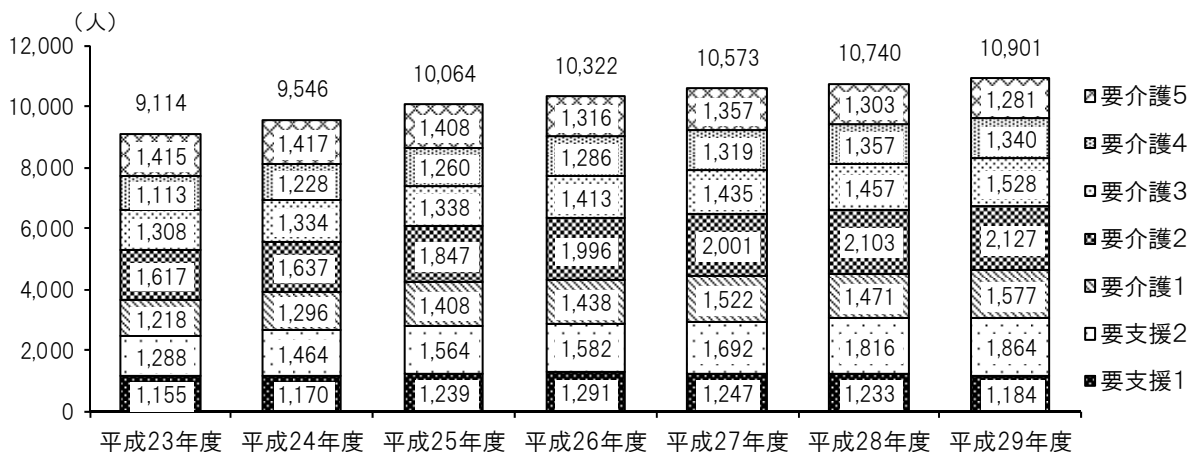
資料：平成23年度は鳥取県年齢別人口推計(10月1日現在)、平成24～29年度は住民基本台帳(9月末現在)

### (2) 要介護等認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、平成29年度で10,901人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要支援2の順となっています。

【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

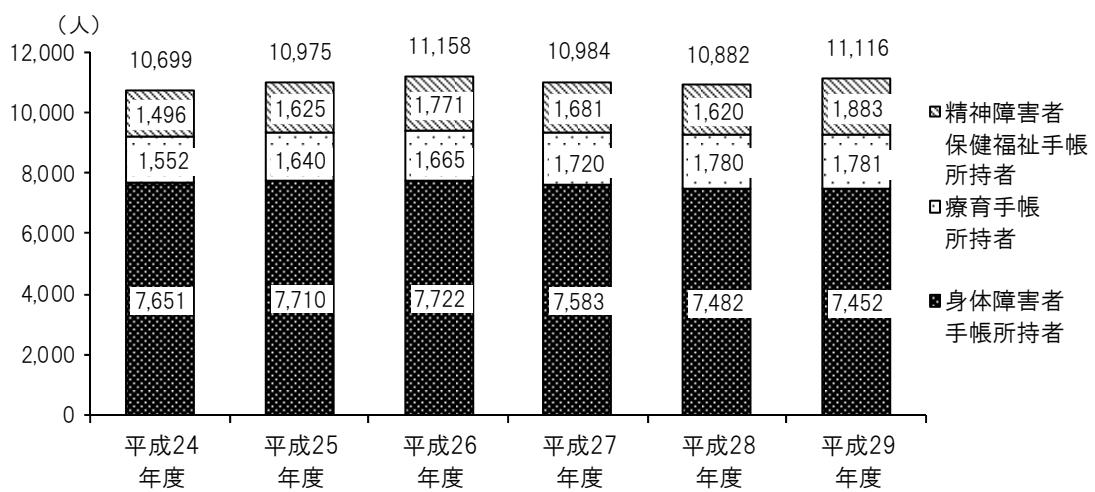
### 3 障がい者の状況

#### (1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、平成29年度において11,116人となっており、近年は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

手帳の種類別でみると、平成29年度では「身体障害者手帳所持者数」が7,452人と最も多く、全体の約7割(67.0%)を占めています。「療育手帳所持者数」は1,781人(全体に占める構成比16.0%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は1,883人(同16.9%)となっており、平成24年度からの推移では、「療育手帳所持者数」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加が目立っています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



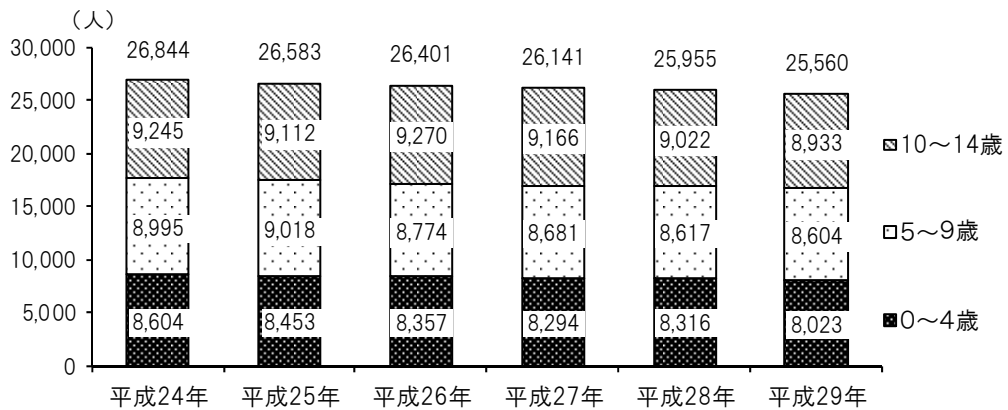
資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

## 4 子どもの状況

### (1) 子どもの人口

本市における年少人口は、緩やかな減少で推移しており、平成29年3月末日現在では25,560人となっています。平成24年に比べ約1,300人の減少となっており、特に0～4歳の年齢層で減少が目立っています。

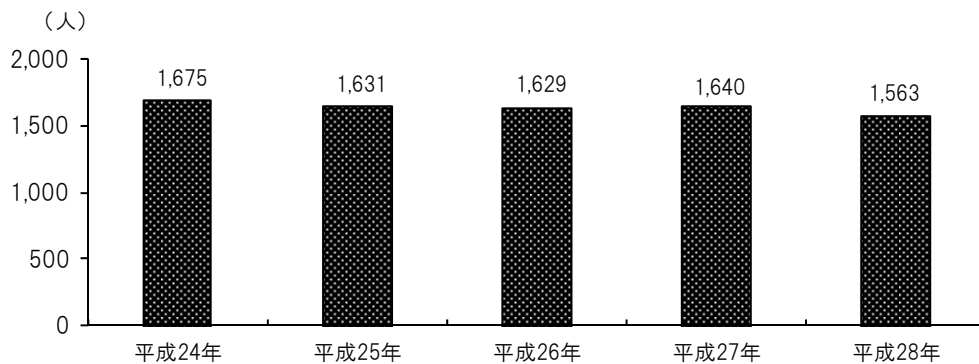
【子どもの人口推移】



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)(平成24年は外国人を含まないが、平成25年以降は外国人を含む)

年間出生数についてみると、平成27年は増加に転じましたが、平成28年では1,563人と減少で推移しています。

【年間出生数の推移】



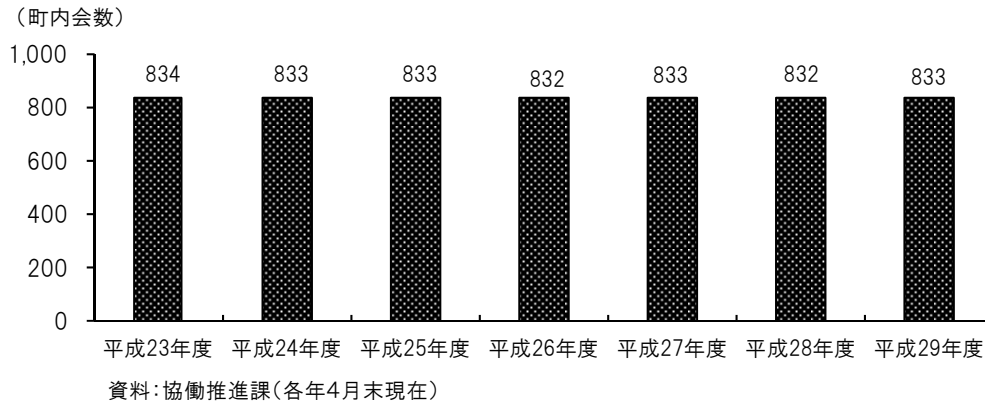
資料：人口動態調査

## 5 地域の状況

### (1) 町内会数の推移

鳥取市自治連合会加入の町内会数は、大きな変動なく推移しており、平成29年度は833の町内会が組織されています。

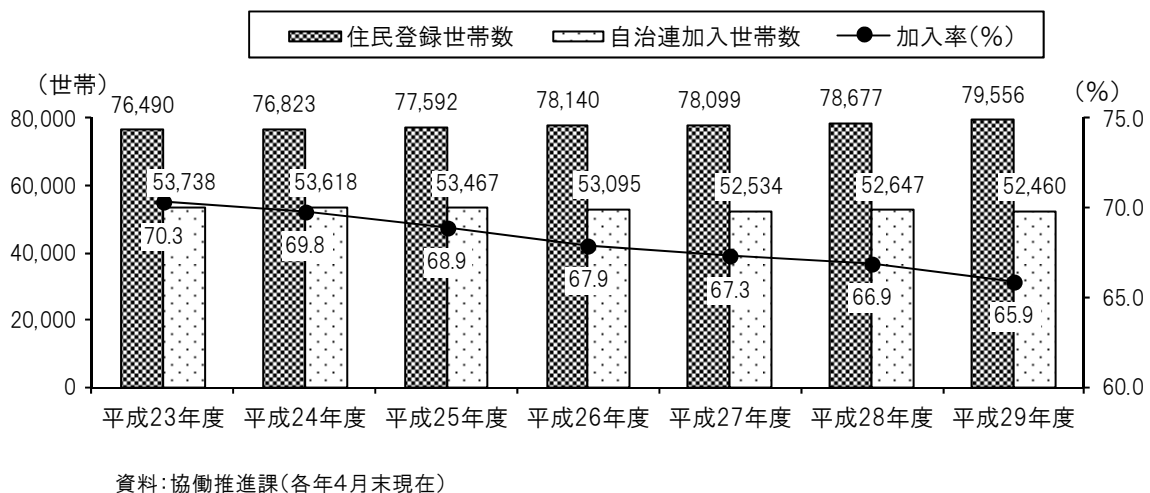
【町内会数の推移】



### (2) 加入世帯数の推移

本市の住民登録世帯数をみると、緩やかな増加で推移しており、平成29年度で79,556世帯と、平成23年度から約3,000世帯増加しています。一方、鳥取市自治連合会加入の世帯数は、平成29年度で52,460世帯と減少傾向にあり、加入率は65.9%となっています。

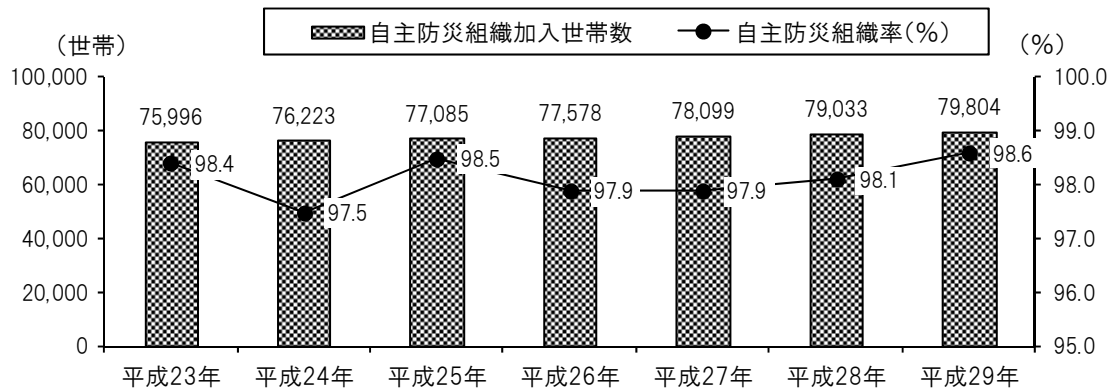
【自治連加入世帯数の推移】



### (3) 自主防災組織加入世帯数の推移

自主防災組織加入世帯数については、緩やかな増加で推移しており、平成29年は79,804世帯となっています。また、自主防災組織率も増加傾向にあり、平成29年は98.6%となっています。

【自主防災組織加入世帯数の推移】

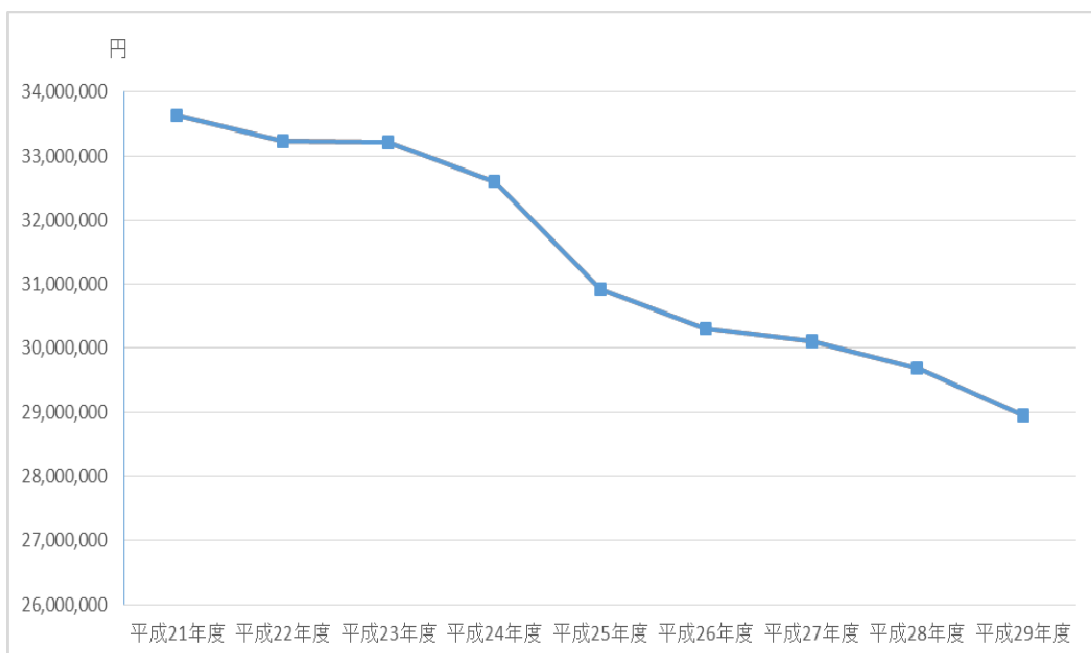


資料:危機管理課(各年3月末現在)

### (4) 共同募金の推移

共同募金については、減少で推移しており、平成29年度は28,941,558円となっています。

【共同募金の推移】



資料:鳥取市社会福祉協議会(各年3月末現在)

## 6 社会福祉協議会の活動状況

### (1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、平成28年度において48,839世帯、加入率は62.1%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数、特別会員数は共に減少で推移していましたが、平成28年度はやや増加に転じています。また、愛の訪問協力員は減少傾向にありますが、となり組福祉員は増加傾向にあります。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減率(%)
一般会員数(世帯)	49,546	49,470	49,277	49,003	48,839	-1.4
加入率(%)	64.2	64.2	62.7	62.3	62.1	-3.3
賛助会員数(世帯)	3,650	3,595	3,521	3,305	3,335	-8.6
特別会員数(世帯)	127	115	112	104	109	-14.2
愛の訪問協力員(人)	1,374	1,370	1,309	1,280	1,232	-10.3
となり組福祉員(人)	1,655	1,694	1,737	1,737	1,809	9.3

注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の平成28年度の増減割合を示す。

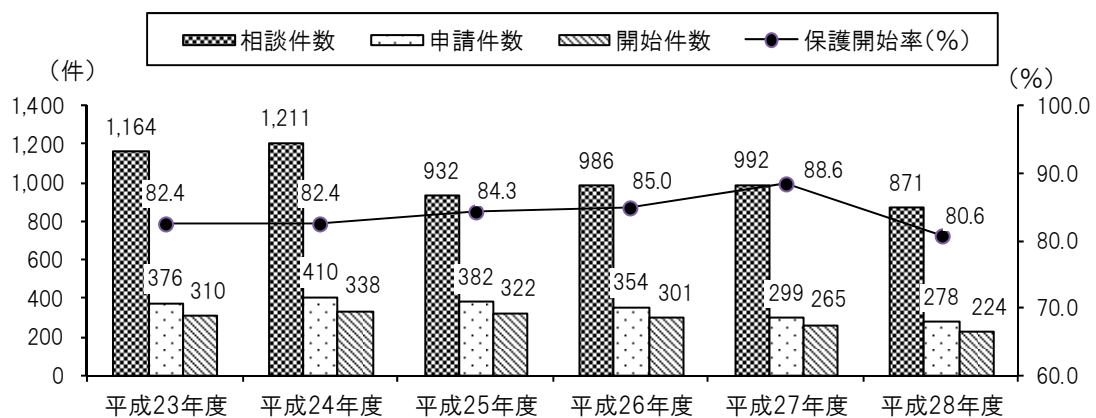
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

## 7 福祉的課題を抱えている人の現状

### (1) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、平成24年度をピークに減少しており、平成28年度は871件となっています。また、保護開始率については、微増で推移していましたが、平成28年度は80.6%と低下しています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料：生活福祉課(各年3月末現在)



## (2) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、緩やかな増加で推移していましたが、平成28年度は2,260世帯と減少しています。また、保護人員も平成26年度をピークに減少に転じています。世帯類型別では、高齢者の割合が微増傾向にあり、平成28年度では4割以上を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

(単位:世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活保護世帯数*	1,909	2,049	2,169	2,252	2,284	2,260
高齢者	662	723	788	849	912	976
構成比(%)	34.7	35.3	36.3	37.7	39.9	43.2
母子	122	136	147	154	149	126
構成比(%)	6.4	6.6	6.8	6.8	6.5	5.6
傷病障がい者	810	657	698	682	651	613
構成比(%)	42.4	32.1	32.2	30.3	28.5	27.1
その他	301	522	521	545	553	527
構成比(%)	15.8	25.5	24.0	24.2	24.2	23.3
保護人員(人)	2,818	3,085	3,261	3,364	3,315	3,216

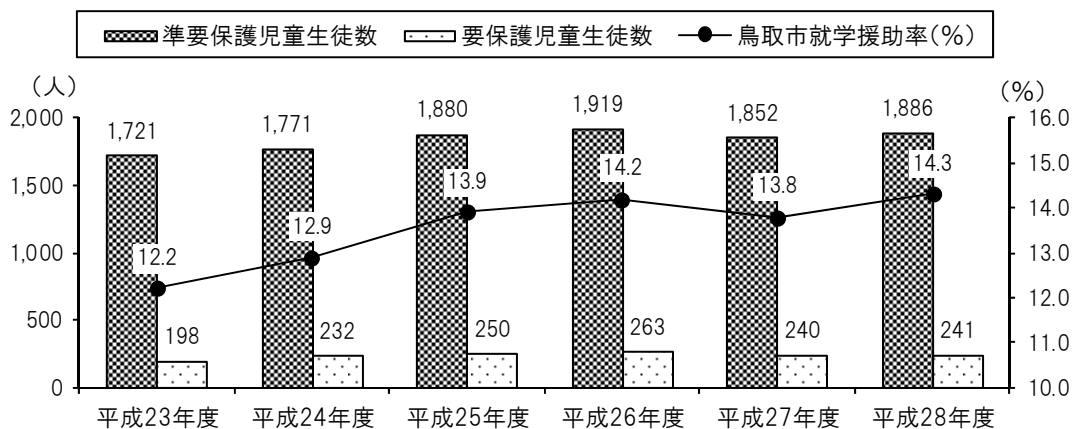
※停止中を含まない

資料:生活福祉課(各年3月末現在)

## (3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童・生徒数は、平成28年度は1,886人と、近年は緩やかに増減しながら推移しています。また、要保護児童・生徒数は、平成26年度をピークに減少しており、平成28年度は241人となっています。一方、就学援助率は、平成23年度から増加したものの、近年は緩やかに増減を繰り返しながら推移しています。

【就学援助を受けた児童・生徒数の推移】

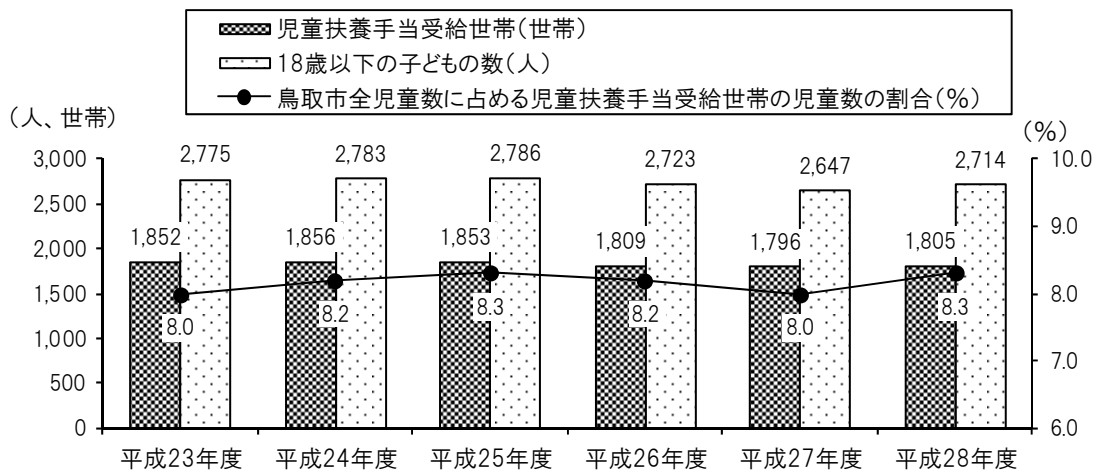


資料:こども家庭課

#### (4) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数

本市の児童扶養手当受給世帯は、平成28年度は1,805世帯となっており、そのうち18歳以下の子どもの数については、微減で推移していましたが、平成28年度は2,714人と増加に転じています。また、児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、平成28年度は8.3%となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】

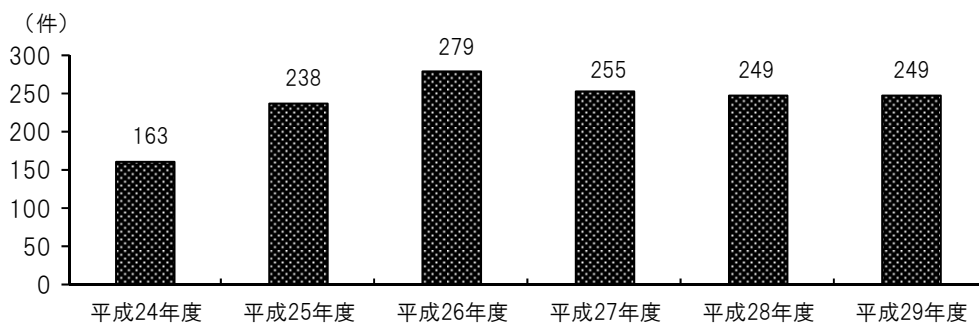


資料:こども家庭課

#### (5) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数についてみると、増加で推移していましたが平成26年度をピークに減少に転じ、平成29年度では249件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



資料:子ども家庭相談センター

## (6) 高齢者虐待の状況

本市の高齢者虐待の状況については、平成28年度の通報受理件数は40件となっており、近年は増減を繰り返しながら推移しています。そのうち、短期宿泊による対応件数、措置件数共に1件となっています。

### 【高齢者虐待の状況】

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通報受理件数	42	27	39	29	34	40
短期宿泊による対応件数	不明	0	1	4	1	1
措置件数※			5	4	1	1

※措置については平成25年度より実施。

資料:長寿社会課

## (7) 障がい者虐待の状況

本市の障がい者虐待の状況については、相談・通報・届出受理件数、虐待事例件数共に減少傾向にあり、平成28年度では、いずれも5件となっています。

虐待の内訳をみると、平成28年度では、身体的虐待が3件と最も多く、次いで性的虐待、放棄・放任が各1件となっています。

### 【障がい者虐待の状況】

(単位:件)

		平成24年～平成26年 <sup>注1</sup>	平成26年～平成27年 <sup>注2</sup>	平成27年度 <sup>注3</sup>	平成28年度 <sup>注4</sup>
相談・通報・届出受理件数		20	15	9	5
虐待事例件数		9	8	4	5
虐待の種類	身体的虐待	5	3	0	3
	性的虐待	1	0	3	1
	心理的虐待	1	2	2	0
	放棄・放任	0	3	0	1
	経済的虐待	3	2	0	0

注:1件の事例に対し複数の種別が該当する場合があるため、虐待事例件数と一致しない。

注1:平成24年10月～平成26年2月10日

注2:平成26年2月11日～平成27年3月20日

注3:平成27年4月～平成28年1月

注4:平成28年4月～平成29年1月

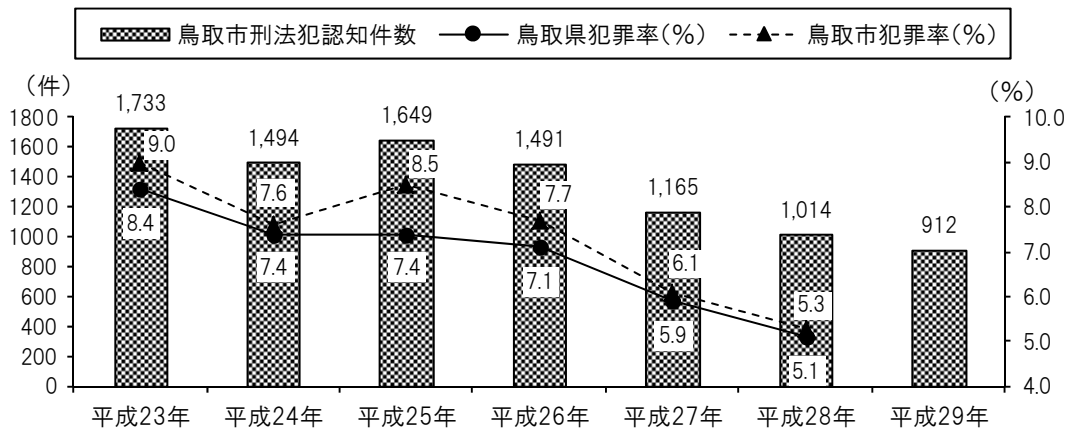
資料:障がい福祉課

## 8 犯罪の状況

### (1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成26年以降減少しており、平成29年は912件と平成23年に比べおよそ半数となっています。本市の犯罪率は、鳥取県をやや上回って減少で推移しており、平成28年は5.3%となっています。

【刑法犯認知件数の推移】

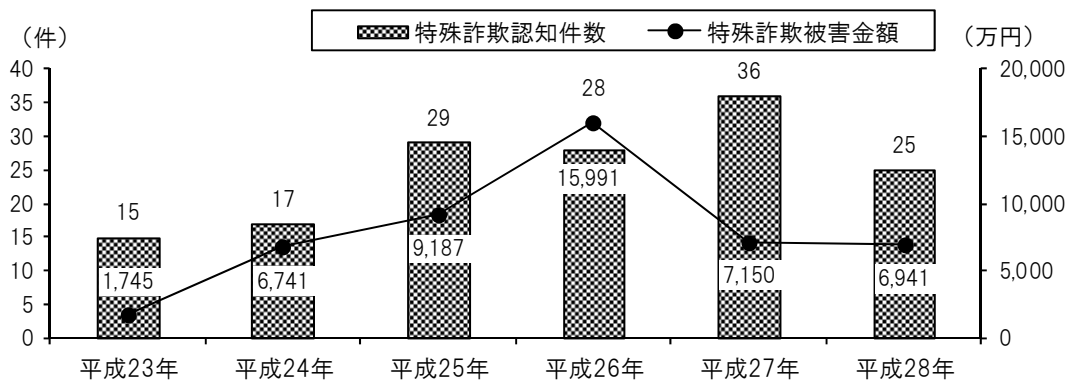


資料: 危機管理課

### (2) 特殊詐欺認知件数の推移

本市の特殊詐欺認知件数は、近年は増加傾向にあり、平成27年は36件と過去5年で最も多くなっていますが、平成28年は25件と減少しています。特殊詐欺被害金額については、平成26年は約16,000万円と最も多くなっていますが、平成27年は大きく減少し、平成28年は約7,000万円とほぼ横ばいで推移しています。

【特殊詐欺認知件数の推移】



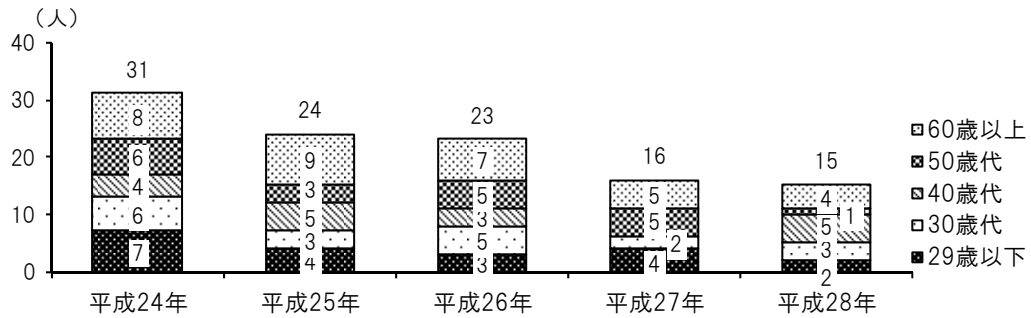
資料: 危機管理課

## 9 自死者数の推移

### (1) 男性

本市の自死者数の推移を性別で見ると、男性は平成24年に比べ大きく減少しているものの、平成28年には40歳代、60歳以上に多くみられます。

【自死者数の推移（男性）】

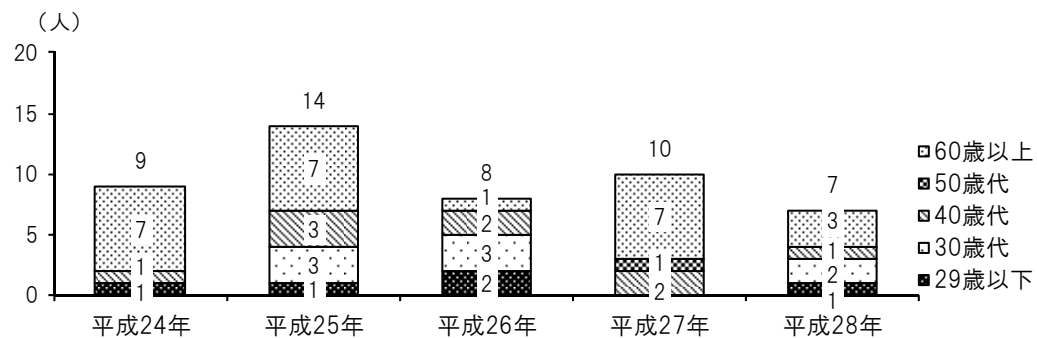


資料：人口動態調査

### (2) 女性

女性の自死者数については、年次によって変動がみられるものの、60歳以上の年齢層が多くなっています。

【自死者数の推移（女性）】



資料：人口動態調査

## 第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

本計画の策定に当たって実施した、アンケート調査及びグループインタビュー調査の結果から読み取れる、本計画策定に当たっての課題を整理しました。

### 1 地域共生社会の周知と広報・啓発の推進

- アンケート調査では、地域との関わりの機会については、年齢が高い層ほどよく近所付き合いをしているものの、若い年齢層では近所付き合いは減る傾向にあります。グループインタビュー調査においても、「住民同士のつながりが希薄」といった意見が目立ちました。市民一人ひとりが地域との関わりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには、地域福祉の活動内容についての広報・啓発を充実するとともに、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の意義を幅広く周知していくことが必要です。
- アンケート調査では、福祉活動等に関する情報入手先については、「市社協だより（さざんか）」は約2割となっており、地域福祉についてさらなる周知を図るため、広報・啓発活動の推進が必要であるとともに、年齢層により情報入手方法に差がみられるため、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。

### 2 分かりやすい情報提供と福祉意識の醸成

- アンケート調査では、3割以上が地域の人とのつながり意識が「強いほうだと思う」と回答している一方、約半数は「弱いほうだと思う」と回答しています。また、地域の課題や問題については、「住民同士のまとまりや、助け合いが少なくなっている」といった意識が多く持たれています。
- 地域とのつながりや地域活動への参加は、地域の課題の発見をはじめ、本市や社会福祉協議会の取組の認知度向上につながると考えられます。市民の地域活動への参加促進を図るため、本市や社会福祉協議会で実施している福祉施策や地域活動について、より分かりやすく情報提供していくことが必要です。
- さらに、参加を継続させていくために、例えば、子育て中の保護者向けや高齢者を介護する家族向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介等を図っていく必要があります。
- できるだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助け合い・支え合い、また「我が事・丸ごと」の考え方について学べる機会を多く持つことで、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成していくことが重要です。

### 3 地域活動への参加促進

- アンケート調査では、地域活動への参加状況については、「自治会（町内会・集落）活動」が半数を占めている一方、約2割は「参加したことがない」と回答しています。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわずらわしい」といった理由を背景に、「参加したことがない」割合が増える傾向にあります。隣近所の付き合いをはじめ、町内会・自治会への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- 福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、8割以上が「必要だと思う」と回答していますが、そうした活動への今後の参加意識は高いとは言えない状況です。特に、30～40歳代で参加意向が低くなっています。住民相互の支え合い・助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動内容を検討していく必要があります。

### 4 地域の交流拠点づくり

- グループインタビュー調査では、「住民の交流の場が少ない」「地域における居場所づくり、啓発活動が重要」「公民館があっても車等で行く手段がない」といった意見があげられ、制度の狭間にある人、自ら相談に行けない人への支援などが求められています。普段から近所で声を掛け合うなどの取組をはじめ、仲間づくりの促進や交流の場の充実が必要です。

### 5 参加しやすい環境と活動のきっかけづくり

- アンケート調査では、地域活動の活発化に向けて有効と思う取組については、「気軽に参加できる体制づくり」を筆頭に、「自治会・町内会等の活動の活性化」「身近に参加できる活動の場づくり」「立ち話や情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化」などが多く回答されています。
- グループインタビュー調査では、活動分野における問題点として「次代を担うボランティアの確保が難しい」「一人暮らし高齢者の生活支援が必要」「子育て支援サークルの参加者やスタッフが減少している」などの意見があげられています。福祉を支える担い手の育成に向けて、子どもも保護者も元気な高齢者も、積極的にボランティア活動等に参加できる環境づくりが必要とされています。

### 6 福祉を支える担い手の育成

- アンケート調査では、地域の話合いの場への今後の参加意向については、約半数が「参加したくない」と回答しており、特に、若い年齢層ほどその回答が増える傾向にあります。
- グループインタビュー調査では、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。

- ・ 今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

## 7 福祉のネットワークづくり

- ・ アンケート調査では、福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとへの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な支援が期待されています。また、本市や社会福祉協議会が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ・ グループインタビュー調査では、地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。
- ・ 地域において課題を抱える人を的確に把握し（気付き）、早期の対応を図るためには、行政と関係機関そして地域住民との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対して適切な支援を行っていくため、地域のあらゆるところにも目が届く仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。

## 8 相談支援体制の充実

- ・ アンケート調査では、年齢によって悩みや不安に差がみられます。困った時の相談先については、家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。
- ・ グループインタビュー調査では、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援に加え、生活困窮、引きこもりや虐待、移動支援、地域医療、DVや人権、防犯・防災など、地域が抱える課題は多岐にわたり、さらに、それらが複合的に課題となっている点が指摘されています。複合的な悩みを抱える人が増えている現状において、相談窓口においては、相談のあった福祉課題を一面的に検討するのではなく、個々のニーズに応じて、総合的な視野で検討し、適切なサービス等につなぐことが必要とされています。
- ・ 本市や社会福祉協議会には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、「地域の団体における、会員同士の交流の充実及び会員以外（他団体やサークル等）との情報交換、交流への取組」が必要とされています。
- ・ そのため、個々の悩みをサービス等の利用へとつなげていけるよう行政・地域で相談支援体制を充実していくことが重要です。



- ・相談先が分からないことにより悩みを抱え込むことがないよう、相談機関を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へとつながるよう地域との情報共有が必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって悩みは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも重要です。

## 9 権利擁護の推進

- ・高齢者や障がい者が地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受けることがあります。平成28年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。
- ・今後も引き続き、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる方の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要とされています。

## 10 災害時等の支援体制の充実

- ・アンケート調査では、災害発生時には高齢になるほど手助けが必要とされており、身近な地域に住む人とのつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。
- ・避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ・防災に限らず、防犯や交通安全など、安心して安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報の扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。

## 11 生活困窮への支援

- ・アンケート調査では、経済的に困った時に必要とする支援体制として、「相談体制の充実」をはじめ「就労支援」「子どもの学習・進学支援」などが求められています。
- ・生活困窮の不安を抱えている人をはじめ、引きこもりや虐待、DV等様々な福祉課題に対しては、より複雑化・深刻化する前に、自立の促進や支援を図ることが必要とされています。相談窓口から就労支援や家計相談、児童相談所との連携など、支援へとつなげられる、きめ細かな相談支援の体制づくりを進めることが必要です。

## 12 福祉サービスの充実

- ・福祉サービスは、高齢者を対象とした各種サービスをはじめ、介護保険に関するサービス、障がい福祉に関するサービス、子育て支援サービスなど、様々な分野にわたっています。グループインタビュー調査では、福祉サービスに対して、申請時におけるインターネット利用の検討などの支援内容の充実などが求められています。相談窓口においては、個々の状況やニーズに応じて適切なサービス支援へとつなぐ必要があることから、今後は関係機関との連携の強化が重要な課題となっています。

- 高齢者や障がい者福祉、子育て支援などの福祉分野それぞれについて、住民同士や地域による「互助」の重要性は高まっています。アンケート調査では、地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」となっており、行政による公助とともに「インフォーマルサービス<sup>注</sup>」の充実が必要とされています。

注：【インフォーマルサービス】公的に位置付けられた福祉サービス以外の、住民同士による制度に基づかない非公式な地域の支え合い活動や支援のこと。例えば、日頃からのあいさつや声掛け活動、ボランティア活動、公民館等での交流活動、自主防災組織等による災害時の支援など。

### 13 人にやさしい生活環境の整備

- アンケート調査では、高齢者が安心して暮らしていくために必要とされる支援として、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」に次いで、「利用しやすい交通機関の充実」「通院・買物などの移動支援の充実」などが多く回答されています。また、障がいのある方が安心して暮らしていくためには、「公共施設や民間施設、公共交通のバリアフリー化の推進」が最も重要とされています。子育て支援については、「子育てがしやすい職場環境づくり」に次いで、「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。
- 高齢、障がいなどにより、外出に不便が生じやすい方に配慮した公共交通網の整備、移動支援を行う福祉サービスの充実を図っていくことが必要とされています。
- あらゆる人にとって、外出・利用しやすい施設や交通を確保できるよう、地域や利用者の要望を把握しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の整備を進めていくことが必要とされています。

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念

少子高齢化や核家族化、小世帯化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人、厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、公的サービスの提供のみならず、市民が相互に助け合い、地域の関係機関、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

#### ■ 本計画の基本理念 ■

**みんなで支え合い いつまでもいきいきと  
自分らしく暮らしつづけることができる  
福祉のまちづくり**

### 【2】基本原則

本計画は、基本理念のもとに次の三つの基本原則に基づいて策定しています。

#### ○基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進に当たっても、その根底を成す考え方としています。

#### ○参画と協働の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取組です。「鳥取市自治基本条例」に基づき、一人ひとりが地域福祉への参画意識を持ち、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取組を進めることが重要です。

#### ○地域共生社会の実現

地域福祉の推進に当たっては、高齢者、障がい者、子どもなど制度を超えた、分野横断的な取組が重要です。地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制づくりを目指します。

## 【3】基本目標

---

---

基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本市を取り巻く現状などを踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

---

### 基本目標Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進

---

市民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの育成に努めます。

---

### 基本目標Ⅱ 相談支援と権利擁護体制の強化

---

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、誰もが自分らしく暮らすために、市民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護への取組や、虐待等の人権侵害の早期発見、解決に取り組めます。

---

### 基本目標Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

---

高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。そのための福祉人材の確保をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりの充実に取り組めます。

## 【4】計画の体系

<b>基本理念</b>	<b>みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり</b>
<b>基本原則</b>	○ <b>基本的人権の尊重</b> ○ <b>参画と協働の促進</b> ○ <b>地域共生社会の実現</b>

### 【基本目標】

### 【基本計画（基本施策）】

#### I 住民参加と 地域福祉 活動の促進

- 1 地域における福祉活動の推進・支援 ㊦
- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
  - (2) 地区を単位とする相談機能の確立
  - (3) 地区を単位とする福祉活動の充実
  - (4) 町内会・集落における福祉活動の促進

- 2 様々な主体による福祉活動の促進
- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
  - (2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

- 3 福祉学習の推進と担い手づくり ㊦
- (1) 福祉学習のプラットフォームづくり
  - (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進
  - (3) 地域を対象とする福祉学習の推進

- 4 福祉活動促進のための基盤強化
- (1) 組織体制の強化
  - (2) 財源の強化

#### II 相談支援と 権利擁護 体制の強化

- 1 包括的支援体制の構築 ㊦
- (1) 総合相談体制の充実
  - (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

- 2 権利擁護機能の強化
- (1) 権利擁護支援センターの機能強化
  - (2) 市民後見人の育成促進
  - (3) 虐待の防止と対応の強化

- 3 情報提供体制の充実

#### III 地域で安心して 暮らせる 基盤づくり

- 1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進
- 2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開
- 3 福祉人材の確保・育成
- 4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保
- 5 福祉と連携したまちづくりの促進
- 6 企業の社会貢献活動の促進

## 【5】重点的な取組

本計画の推進に当たっては、本市の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の三つの重点的な取組（重点取組）を定めます。

### 重点取組1 地域における福祉活動の推進・支援

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

町内会・自治会等の地域組織をはじめ、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、各種ボランティア、NPO団体などを中心として、様々な住民組織や福祉関係機関等により、福祉ネットワークを構築し、活動拠点を設け、身近な地域での相談を受け、見守りや生活支援といった支え合い活動を充実するとともに、誰もが気軽に集える場を作ることを目指します。

### 重点取組2 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で「福祉の価値や重要性」についての意識を醸成し、あらゆる年齢層や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

福祉に関する学習は、いのちの大切さや思いやりの気持ちを育む人権尊重、道徳意識をはじめ、高齢者や障がいのある人との交流の機会などを通じて、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して行動するための「力」を育むことです。

そのため、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。

### 重点取組3 包括的支援体制の構築

地域には、公的な支援だけでは対応が困難な、複合的な生活課題を持つ人が少なくありません。地域における多様な支援ニーズに的確に包括的に対応するためには、高齢・障がい、子ども・子育て等といった分野を、横断的に支援できる体制づくりが必要です。

高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者、さらに、ひきこもり、出所者等を「丸ごと」受け止め、複雑かつ多岐にわたる問題が重なるケースに対する、総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

## 第6章 計画（施策）の展開

本市の地域福祉は、これまでも地域住民、町内会・自治会等の地域組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などの活動により支えられてきました。

生活課題が多様化・複雑化している昨今においては、行政と社会福祉協議会はもとより、市民や事業者などがこれまで以上に連携を強めながら、取り組みを進めていく必要があります。

そこで、地域福祉の推進主体について

- 住民、地域、隣近所、町内会・自治会等の地域組織、社会福祉活動を行う事業者などの「民間」
- 地域福祉の推進役の「社協」
- 公的サービスや制度の提供主体である「行政」

の3分類化し、計画（施策）の取り組みごとに、それぞれの主体の役割や期待される取り組みを記載しています。

これらの主体が地域課題の共通認識をもち、相互に補完し合いながら、重層的な取り組みによって地域福祉を推進していくことが大切です。

<b>基本目標 I</b>	<b>住民参加と地域福祉活動の促進</b>
---------------	-----------------------

**基本計画（基本施策） 1**      **（重点） 地域における福祉活動の推進・支援**

町内会・自治会等地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。

**（1） 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立**

**【目指す姿】**

○おおむね「地区（地区公民館区域・小学校区から中学校区程度の範囲）」を単位として、様々な住民組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援の体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の多様な地域福祉活動が展開されるようになります。

	内容
<b>行政による取組<sup>※1</sup> ／共助<sup>※2</sup>・公助<sup>※3</sup></b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉を推進するための体制整備に向けて、地域の関係機関や関係団体の連携を促進します。</li> <li>●地域の福祉関係者が定期的集まり、研修会の開催をはじめ、福祉の充実について検討する協議の場の設置を促進します。</li> <li>●地域の福祉関係者が集い、活動するための拠点づくりを促進します。</li> <li>●各地区の協議の場や拠点の運営、地域の福祉関係者の活動の調整を担うコーディネーターの設置を支援します。</li> </ul>
<b>民間の方向性 （主に住民・地域による取組<sup>※4</sup>／自 助・互助<sup>※5</sup>・共助）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な地域で、地域組織の在り方の検討をはじめ、地域福祉を推進するための体制整備を図ります。</li> <li>●コーディネーターの配置を推進します。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区単位での研修会や、地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。</li> <li>●コーディネーターとの連携を強化します。</li> </ul>

※1 【行政による取組】「地域福祉計画」の取組。

※2 【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する）。

※3 【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける）。

※4 【主に住民・地域による取組】「地域福祉活動計画」の取組。

※5 【互助】近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動（地域などで互いに支え合う）。

（以下同様）



## (2) 地区を単位とする相談機能の確立

### 【目指す姿】

○おおむね「地区」を単位として、住民が抱える様々な生活課題を把握するための常設型の相談の場の設置が全地区で進み、住民に身近な地区で気軽に相談ができるようになります。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を検討します。(全地区目標)
	社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場の開設に向けて、支援や連携を行います。 ●各地域福祉相談センター、中央人権福祉センター等と関係機関との連携を行います。

### (3) 地区を単位とする福祉活動の充実

#### 【目指す姿】

- 地区を単位とする福祉ネットワークが主体となって、一人暮らし高齢者や障がい者をはじめ、孤立しがちな住民の生活課題の発見と見守り支援活動が展開され、地区内で解決できる課題に対する対応が進んでいます。
- 各地区の活動拠点には、孤立しがちな高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集える常設型のサロンが開設され、仲間づくりや健康づくり、介護予防などの活動が活発に展開されています。

#### ①見守り支援・生活支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「愛の訪問協力員」の養成、配置への支援を行います。</li> <li>●地区を単位とする見守り支援活動を支援します。</li> <li>●ひとり暮らし高齢者、障がい者等への食事サービスを支援します。</li> <li>●課題を抱えた住民の生活支援を行う生活支援ボランティアの設置を支援します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を積極的に行います。</li> <li>●見守り活動への地域ボランティアに参画します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コーディネーターとの連携を進めます。</li> <li>●地区担当職員(CSW)、生活支援コーディネーター(担当制)を配置します。</li> <li>●見守り活動の強化に向けた取組を支援します。</li> <li>●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。</li> </ul>

#### ②地区サロン

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常設型の地区サロンの開設、運営を支援します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常設型の地区サロンの設置を検討します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度の検討及び立ち上げ支援、運営支援をします。</li> <li>●常設型の地区サロンと福祉施設との連携を支援します。</li> </ul>

## (4) 町内会・集落における福祉活動の促進

### 【目指す姿】

- 全ての町内会・集落に、誰もが気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開設され、住民の交流や健康づくり活動が活発に行われています。
- 各町内会・集落で「支え愛マップ」が活用され、支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。

### ①ふれあい・いきいきサロン

		内容
行政による取組 ／共助・公助		●ふれあい・いきいきサロン事業の立ち上げ、運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		●ふれあい・いきいきサロンを増やす取組を進めます。
	社協の役割	●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●サロンボランティアの養成を支援します。

### ②支え愛マップ

		内容
行政による取組 ／共助・公助		●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、「支え愛マップ」の作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。
	社協の役割	●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。

<b>基本目標 I</b>	<b>住民参加と地域福祉活動の促進</b>
---------------	-----------------------

## 基本計画（基本施策）2 様々な主体による福祉活動の促進

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者どうして仲間づくりを進めることが必要です。

ボランティアをはじめ、市民活動を推進する人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。

### （1）ボランティア・市民活動の人材確保と人材育成の強化

**【目指す姿】**

○各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、市民活動団体と地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア・市民活動センターの機能強化への支援を行います。</li> </ul>
<b>民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアや市民活動の活動者など、地域福祉の担い手を増やします。</li> <li>● 市民の協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動を創出します。</li> <li>● 地域福祉に関する市民活動への理解を深めます。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア・市民活動センターの機能について、次に掲げるものを中心に強化します。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア・市民活動に対する支援</li> <li>ボランティアの養成及び担い手の掘り起こし</li> <li>市民活動団体と地域組織の調整（コーディネート）</li> </ul> </li> <li>● 小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整（コーディネート）を担います。</li> <li>● 様々な活動主体に対して、各種民間助成金等の活用などについてアドバイスを行う講座を開催します。</li> </ul>

## (2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

### 【目指す姿】

○認知症の人や介護する家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者同士で仲間づくりを進め、それぞれの居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のような取組などを行うことにより、当事者の組織化を支援します。</li> <li style="padding-left: 20px;">認知症カフェの運営の支援</li> <li style="padding-left: 20px;">地域食堂の推進と地域食堂ネットワークへの支援</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題を持った当事者の主体的な活動を図り、組織化を進めます。</li> <li>●各組織同士での相互ネットワークを図ります。</li> <li>●各組織の行う事業に対する理解及び参画を進めます。</li> <li>●地域づくりと相談支援につながる地域食堂の立上げと運営を行います。</li> <li>●地域食堂ネットワークの充実を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者の組織化、運営を支援します。</li> <li>●各組織や、行う事業についての情報提供体制を充実します。</li> </ul>

<b>基本目標 I</b>	<b>住民参加と地域福祉活動の促進</b>
---------------	-----------------------

**基本計画（基本施策）3**    **（重点）福祉学習の推進と担い手づくり**

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層が地域全体の福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進します。

**（1）福祉学習のプラットフォームづくり**

**【目指す姿】**

○企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関や団体が参加したネットワークが形成され、従来の体験型学習から実践型学習へ転換した福祉学習のプログラムづくりが進んでいます。

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉学習のプラットフォームに参加します。</li> <li>●教育委員会と福祉部門との連携を強化します。</li> </ul>
<b>民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自ら福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習プログラムをともに、つくり、学び、及び実践に努めます。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。</li> </ul>

## (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進

### 【目指す姿】

○子ども向けの福祉学習プログラムが充実しています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●子ども向けの福祉学習プログラムの実施に協力します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●教育機関と連携して、子ども向けの福祉学習プログラムに参画します。 ●地域での福祉活動を実践できる場の提供に努めます。
社協の役割	●学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、地域住民、当事者の参加を通じて従来の体験型学習から実践型学習への転換を図ることの調整を行い、福祉学習を推進します。

### (3) 地域を対象とする福祉学習の推進

#### 【目指す姿】

○住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

#### ①住民・ボランティアの福祉学習

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習の場である尚徳大学及び市民大学での新たな福祉学習プログラムの充実を行います。</li> <li>●地域における新たな福祉学習プログラムの実施に協力します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区単位での様々な学習や研修に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。</li> <li>●地域で誰もが参加しやすい福祉活動を展開し、参加者と関係者との相互理解を深めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、福祉学習を推進します。</li> </ul>

#### ②地域福祉の担い手の育成

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、介護支援ボランティアへの登録を呼び掛けます。</li> <li>●認知症サポーターの養成をはじめ、鳥取市自死対策推進計画（仮称）にそったゲートキーパーの養成など、地域福祉の担い手の育成を推進します。</li> <li>●介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等を実施し、人材の育成に努めます。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護支援ボランティア制度への参加や、認知症サポーター養成講座等への参加を促進します。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度の登録受付窓口や、制度などの情報を提供し周知を図ります。</li> <li>●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。</li> </ul>

※1【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする、養成講座を受けた人。

※2【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人のこと。



<b>基本目標 I</b>	<b>住民参加と地域福祉活動の促進</b>
---------------	-----------------------

**基本計画（基本施策） 4 福祉活動促進のための基盤強化**

近年、福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取組を進めます。

**(1) 組織体制の強化**

**【目指す姿】**

○市社会福祉協議会の組織体制と事業の見直しが進み、生活支援コーディネーターの取組、小地域福祉活動の支援が充実しています。

		内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>		●市社会福祉協議会の機能強化への支援を行います。
<b>民間の方向性</b> (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		●地区を単位とする地域福祉推進組織の体制整備と活動強化を進めます。
<b>社協の役割</b>		●事業改善計画に沿った次に掲げる事業を実施し、機能を強化します。 組織体制と事業の見直し 地区担当職員（CSW）配置による小地域福祉活動の支援 ●生活支援コーディネーターの取組を強化します。 ●職員研修を充実します。

## (2) 財源の強化

### 【目指す姿】

○募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふるさと納税を活用します。</li> <li>●寄附文化の創出に向けての情報提供を強化します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を進め、寄附文化を創出します。</li> <li>●企業・事業所の社会貢献活動の取り組みとして寄付による地域福祉活動の支援の意識を高めます。</li> <li>●新たな福祉財源への挑戦を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。</li> <li>●募金活動の成果を効果的に配分することにより、小地域福祉活動を支援します。</li> <li>●市社協会費、寄附金への理解に向けた取り組みを行うとともに、目的用途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。</li> </ul>

<b>基本目標Ⅱ</b>	<b>相談支援と権利擁護体制の強化</b>
--------------	-----------------------

**基本計画（基本施策） 1 （重点） 包括的支援体制の構築**

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受けとめ、適切なサービス等につなぐことが必要です。

庁内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を推進します。

**（1）総合相談体制の充実**

**【目指す姿】**

- 関係者間の連携体制が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対する各種専門機関からの早期支援が行われています。
- 地域福祉の相談拠点が浸透し、地域住民から早期に様々な相談が行われ、さらに専門機関が連携して支援を行う体制が構築され、早期支援につながっています。

**①地域と各種専門機関との連携**

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。（再掲）</li> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターとの連携体制を構築します。</li> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場と各種専門機関との連携及び協働を進めます。</li> </ul>
<b>民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場を設置し、地区内の地域課題、生活課題を発見して住民で話し合う体制づくりを進めます。</li> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターや各種専門機関との連携を進めます。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。</li> <li>●コーディネーターとの連携を進めます</li> <li>●地区担当職員（CSW）、生活支援コーディネーター（担当制）を配置します</li> </ul>

②地域福祉の相談拠点の充実と連携

		内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉相談センター、地域包括支援センター、人権福祉センター、子育て世代包括支援センター等による相談体制を充実し、様々な相談に早期対応し、支援へとつなげます。</li> <li>●地域福祉の相談拠点である地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。</li> <li>●市民からのあらゆる生活課題の相談に対して、相談窓口と専門機関との連携した支援に努めます。</li> </ul>
<b>民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉相談センターをはじめとした各相談拠点の把握に努めます。</li> <li>●地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉相談センターを地域福祉の相談拠点として機能を集約し、地域包括支援センターと連携して相談支援の充実を図ります。</li> <li>●地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。</li> <li>●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。</li> </ul>

## (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

### 【目指す姿】

- 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた複合的課題への対応力を強化するため、情報の共有、連携の強化等が進んでいます。
- 世帯全体の生活課題を「丸ごと」把握し、必要な支援を包括的に行う生活困窮者自立相談支援機関を中心とした、高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野横断的な支援体制が構築されています。

### ①複合的課題への対応

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活課題の包括的支援を協議する場の設置を進めます。</li> <li>●課題によっては、必要に応じ、関係部署が連携した支援体制を構築します。</li> <li>●地域の関係機関や関係団体をはじめとした各分野の支援機関間での支援事例等の情報をし、共有し、連携を推進します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。</li> </ul>

### ②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化します。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進めます。</li> <li>●生活課題を抱える当事者への理解を進めます。</li> <li>●地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画します。</li> <li>●早期支援のためのアウトリーチ<sup>※</sup>への理解を進めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権福祉センターとの連携を強化します。</li> </ul>

※【アウトリーチ】本来「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービスを利用することに否定的である人や、接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に出向いていく援助方法。

<b>基本目標Ⅱ</b>	<b>相談支援と権利擁護体制の強化</b>
--------------	-----------------------

## 基本計画（基本施策）2 権利擁護機能の強化

認知症の高齢者や障がい者が、地域生活を継続していくためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取組の強化が重要です。

総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携や、見守り活動の強化などによる虐待の防止や早期発見など、権利擁護に関する取組を強化します。

### （1）権利擁護支援センターの機能強化

**【目指す姿】**

○家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がい者等の意思決定の支援の充実が図られているとともに、成年後見制度の利用促進についての、基本的な計画の作成を通じた、さらなる機能強化の検討が行われています。

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者や、親なき後の障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用等の支援を行う、とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）や、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」への運営を支援するとともに、相談先としての周知を図ります。</li> <li>●成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の作成を通じ、権利擁護支援センターの機能強化を検討します。</li> </ul>
<b>民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。</li> <li>●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利擁護に関する取組の機能強化を図ります。</li> <li>●とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）との連携を強化します。</li> <li>●権利擁護事業について、市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を活用して情報を発信し、利用促進を図ります。</li> <li>●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。</li> </ul>

## (2) 市民後見人の育成促進

### 【目指す姿】

○市民後見人の育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●市民後見人養成講座を継続的に開催します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」が主催する、市民後見人養成講座に参加し、権利擁護意識を高めます。
社協の役割	●市民後見人養成講座を運営します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。

## (3) 虐待の防止と対応の強化

### 【目指す姿】

○地域包括支援センター、鳥取市障がい者虐待防止センター、こども家庭相談センター等と地区で気軽に相談できる常設型の場との連携が進み、高齢者、障がい者、児童等への虐待の未然防止、早期発見や早期対応が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応の強化を図ります。 ●各センターと地区で気軽に相談できる常設型の場との連携体制を構築します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●様々な学習の機会に積極的に参加し、権利擁護についての理解を深めます。 ●虐待などの発生時に備え、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。
社協の役割	●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の促進を図ります ●各センターの利用促進への取り組みを進めます。



**基本目標Ⅱ**

**相談支援と権利擁護体制の強化**

**基本計画（基本施策）3 情報提供体制の充実**

市民一人ひとりが、地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、住民同士が協力し合う「地域福祉」の周知・浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

**【目指す姿】**

○日常生活において、必要な時に必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した情報提供が行なわれています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活において必要な、福祉に関する情報を誰もが適切に得られるよう、市報、市ホームページでのわかりやすい情報提供や、各種研修会、出前講座等の強化により、情報提供を充実します。</li> <li>●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図ります。</li> </ul>
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する情報を幅広く提供できるよう、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。</li> <li>●各種研修会、出前講座等へ積極的に参加します。</li> <li>●地域ボランティアによる訪問の際などに、福祉情報の提供を行います。</li> <li>●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口を把握し、窓口の所在や取組内容の理解に努めます。</li> </ul>
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し福祉に関する情報提供を推進します。</li> <li>●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供する「見える化」に向けた取組を推進します。</li> <li>●地域への情報提供について、より効果的な提供方法の在り方を検討します。</li> <li>●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターとの連携による相談機能の強化を図ります。</li> </ul>



**基本目標Ⅲ**

**地域で安心して暮らせる基盤づくり**

**基本計画（基本施策）1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進**

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、関係する組織や団体などとの連携の強化が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

**【目指す姿】**

○社会福祉法人・福祉事業所が、地区を単位とする福祉ネットワークに参加し、有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	●社会福祉法人・福祉事業所による、地域課題に対応した公益活動事業を促進します。
<b>民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区を単位とする福祉ネットワークへ参加し、連携を進めます。</li> <li>●市民、行政、企業、学校関係者、当事者団体等様々な地域の関係機関や関係団体との連携を進め、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。</li> <li>●地域福祉相談センターと、情報交換・相談支援等の連携を図ります。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	●社会福祉法人との連絡会を立ち上げ、連携を推進します。

<b>基本目標Ⅲ</b>	<b>地域で安心して暮らせる基盤づくり</b>
--------------	-------------------------

**基本計画（基本施策）2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開**

制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人のニーズは地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声を掛け合うなどの身近な取組をはじめ、より複雑化・深刻化する前に、適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。

**【目指す姿】**

○ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人を対象とした福祉サービスを促進し、見守り活動等から漏れることがないよう支援に努めます。</li> <li>●共生型サービスを促進します。</li> <li>●ひきこもりや孤立をしている人などの制度の狭間にいる人の生活課題に対する包括的支援を協議する場での対応を進めます。</li> </ul>
<b>民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会参加や生きがいにつながる学習機会に積極的に参加し、福祉活動・当事者への理解を深めます。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉学習の取り組みを推進します。</li> </ul>

<b>基本目標Ⅲ</b>	<b>地域で安心して暮らせる基盤づくり</b>
--------------	-------------------------

### 基本計画（基本施策）3 福祉人材の確保・育成

今後、地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。

**【目指す姿】**

○実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の確保・育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●教育機関からの実習生を積極的に受け入れ、地域福祉を担う人材の確保・育成を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地域の企業やサービス提供事業者等で、実習生の受け入れを図ります。
社協の役割	●実習生の受け入れの支援や調整を行います。

**基本目標Ⅲ**

**地域で安心して暮らせる基盤づくり**

**基本計画（基本施策）4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保**

社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを図ります。

高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。

**【目指す姿】**

- 誰もが社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。
- 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応するNPO やボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。

**①多様な活動機会の提供**

	内容
<b>行政による取組 ／共助・公助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障がい者等の多様な活動の機会への支援を進めます。(29)</li> <li>●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた地域での就労支援を促進します。</li> <li>●障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい行政情報の電子的提供を推進します。</li> </ul>
<b>民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉学習のプラットフォームの設置にともなう当事者の参画を図ります。</li> <li>●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた就労支援の受け入れを図ります。</li> </ul>
<b>社協の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者の参加の促進に向けての支援を行います。</li> <li>●地区担当職員（CSW）による事業者への就労支援の受け入れの働きかけを行います。</li> <li>●手話通訳者を配置し、当事者の社会参加を促進します。</li> </ul>

②移動手段の充実

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●NPO法人等が行う「公共交通空白地有償運送」を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●移送サービスなど移動手段の確保をはじめ、地域に必要なサービスの提供に向けた協議の場に参画します。
社協の役割	●住民との協働による移送サービス開発を支援します。

**基本目標Ⅲ**

**地域で安心して暮らせる基盤づくり**

**基本計画（基本施策）5 福祉と連携したまちづくりの促進**

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支え合いが重要です。

自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携して、協働による福祉サービスの創造や提供を推進し、支援体制の構築を図ります。

**【目指す姿】**

- 買物困難地域での買物支援が進んでいます。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりが進んでいます。
- 高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制や、消費者教育・啓発が進んでいます。
- 避難行動要支援者支援制度の普及が進み、「支え愛マップ」を活用し、支援が必要な人の避難体制づくりが構築されています。
- 高齢者、障がい者等の農業での就労（農福連携）や常設型の地区サロン等での農作物の活用が進み、農業分門と福祉部門の連携が進んでいます。

**①買物支援**

	内容
行政による取組／共助・公助	●買物困難地域において、買物支援事業の立ち上げや運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●住民、福祉団体、企業・事業所等の連携を進め、協働による取り組みを行います。
社協の役割	●買物福祉サービスの情報を提供するとともに、実施団体や組織などの運営主体を支援します。

②健康づくりの推進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」に基づき、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりを推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●健康づくりの取組などに参加し、協力します。
社協の役割	●健康づくりのための取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行うとともに、啓発活動を推進します。

③消費者被害防止に向けた取組

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市消費者教育推進計画～主役は私たち 鳥取市消費生活プラン～」に基づき、高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた取組を促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会への積極的に参加します。
社協の役割	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。

④避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●避難行動要支援者支援制度の普及を進め、支援が必要な人の避難体制づくりを促進します。 ●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。（再掲） ●常設型の地区サロンを活用した地域住民と避難行動要支援者との日常的な交流等を促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●避難行動要支援者支援制度への理解に努め、支援が必要な人への登録を呼び掛けます。 ●常設型の地区サロンを活用した避難行動要支援者との日常的な交流に努め、避難訓練等への参加を呼びかけます。
社協の役割	●避難行動要支援者支援制度に関する情報を提供します。

⑤農業分門との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	● 農業者と福祉事業所との連携を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	● 農業者と連携し、常設型の地区サロン、地域食堂、福祉事業等での農作物の活用に努めます。 ● 農福連携の受け入れに努めます。
社協の役割	● 地区担当職員（CSW）による福祉事業所、農業者への農福連携の参加への働きかけを進めます。



**基本目標Ⅲ**

**地域で安心して暮らせる基盤づくり**

**基本計画（基本施策）6 企業の社会貢献活動の促進**

公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、その受給要件を満たしていないなど、地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、企業をはじめとした民間部門による生活を支援するサービスの創出が不可欠です。

公的福祉サービスの隙間を埋める新しいサービスと、企業や市民等が主体となり運営を行うサービスの創出や運営を促進します。

**【目指す姿】**

- 企業からの社会貢献活動の取組が積極的に行われています。
- 企業からの寄附による社会貢献が進んでいます。

**①社会貢献活動の促進**

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業等による地域食堂（子ども食堂）への支援など、社会貢献活動の取組の提案や受け入れを促進します。</li> <li>●企業への社会貢献活動に関する情報提供や参加呼びかけを進めます。</li> </ul>
	民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、行政、企業、関係機関や関係団体等との連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。</li> <li>●地域食堂ネットワークの支援団体等の拡充を図ります。</li> <li>●地区を単位とする福祉ネットワークへの参加を進めます。</li> <li>●企業ボランティアや従業員の地域活動の参加を推進します。</li> </ul>
	社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。</li> <li>●企業・事業所による社会貢献活動と、地域福祉活動との連携の調整役（コーディネート）を担います。</li> </ul>

②寄附文化意識の醸成

		内容
行政による取組 ／共助・公助		●企業等の寄附による社会貢献の促進に向けて、寄附文化意識の醸成を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		●寄附活動への理解と協力を努めます。
	社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寄附活動の成果を財源にした、事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。</li> <li>●寄附の受入れについては、目的や用途を明確にします。</li> <li>●寄附者の取り組みに対して、積極的な広報活動を行います。</li> </ul>

## 第7章 計画の推進

### 【1】計画の推進体制

---

#### 1 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

#### 2 社会福祉協議会と市との連携強化

鳥取市社会福祉協議会は本市の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本市と鳥取市社会福祉協議会とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

#### 3 参画と協働による推進

本計画の推進に当たっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、市民参画と協働により、地域福祉の取組を推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」により本計画の進捗管理を行い、共に本計画を推進していきます。

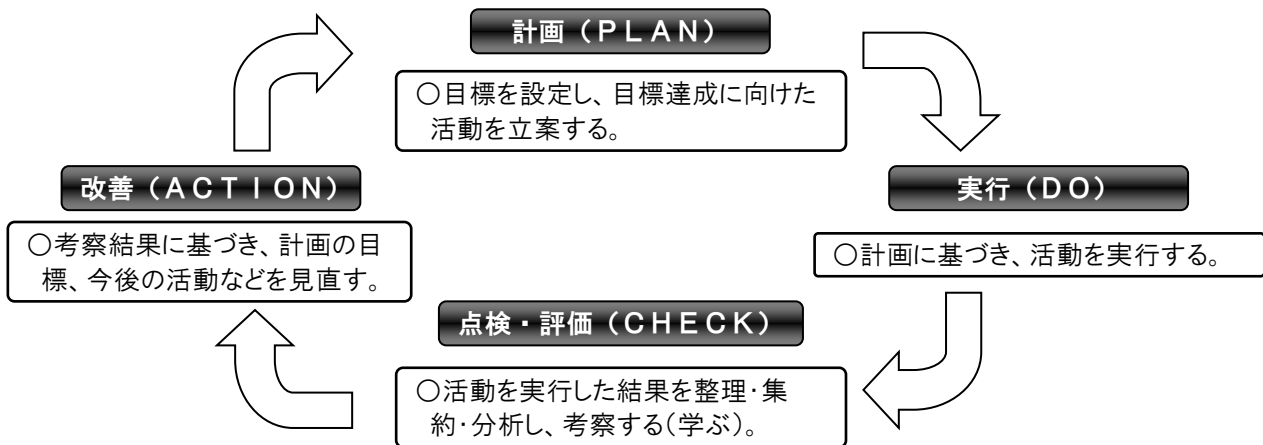
また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く市民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じて、市民がお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、町内会（自治会）、民生委員・児童委員、鳥取市社会福祉協議会、福祉サービス等提供事業者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を目指します。

## 【2】計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



## 資料編

- 1 鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会開催状況（開催経緯）
- 2 鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会 委員名簿
- 3 鳥取市地域福祉計画作成委員会設置要綱
- 4 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

・・・などを掲載予定